

## 重点区域の位置及び区域

### 1 ◆ 重点区域の位置及び区域

#### (1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致は、信仰の中心であった寺社、統治の象徴となる城を中心とした地域のほか、物資や人の行き交う街道に沿って発展した地域において形成されている。

仲見世、宿坊、町家等の歴史的建造物が多く残る善光寺を中心とする善光寺地区は、数え年で7年に一度開催される善光寺御開帳や毎年行われる<sup>やまか</sup>弥栄神社の御祭礼など、伝統的祭礼が途絶えることなく受け継がれており、歴史的建造物と一体となった歴史的風致が形成されている。

伝統的建造物群保存地区を中心とする戸隠地区には、古くから<sup>あつ</sup>篤い信仰を集めた戸隠神社とその門前に発展した茅葺屋根の宿坊などの歴史的建造物が多く残る。また、式年大祭や年間をとおして行われる戸隠神社の行事をはじめ、竹細工、そばの食文化、茅場などが受け継がれており、歴史的建造物と伝統的営みが一体となり特色ある歴史的風致をみることができる。

真田十万石の城下町と北国街道<sup>みち</sup>松代道を中心とする松代地区は、城下町の歴史的建造物や<sup>せんすい</sup>泉水路と呼ばれる特徴的な水路網が残る歴史的市街地において、祇園祭などの伝統的祭礼が継承されている。また、松代城下町から北国街道<sup>みち</sup>松代道でつながる川田宿には、歴史的建造物や宿場の地割りが残り、伝統的な祭礼が途絶えることなく伝えられている。さらに、城下町の東方の山地に広がる大室古墳群をはじめ特徴的な古墳群は、長きにわたる地域住民の保存活動に支えられて特色ある歴史的風致を今に伝えている。

重要文化財の<sup>しらひげ</sup>白髭神社本殿をはじめ、文化財指定を受けた神社を中心とする鬼無里地区は、点在する集落ごとに伝統的な祭礼が継承されており、豊かな自然環境と農村風景の中で良好な歴史的風致をみることができる。

このように本市の歴史的風致は、歴史的建造物や暮らしの中に脈々と受け継がれてきた活動の歴史的資産が重なり合って形成されている。

次ページに、本計画の第2章で示した歴史的風致とその分布を示す。



## (2) 重点区域の位置

本市には、善光寺周辺をはじめ、戸隠、松代、若穂川田、鬼無里といった複数の地域に歴史的建造物と伝統的祭礼などの活動が一体となった歴史的風致をみることができ、第1期の計画において、善光寺周辺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区を重点区域に指定し、歴史的建造物の修理、修景への支援など歴史的建造物の保全、道路美装化や電柱電線類地中化など歴史的まちなみの保全、伝統的な祭礼や民俗芸能の活動支援など伝統文化の継承の取り組みを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ってきた。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展、世代交代により、祭礼の担い手不足、活動を支える組織の縮小、歴史的建造物の滅失が進み、歴史や伝統の継承が危ぶまれている。

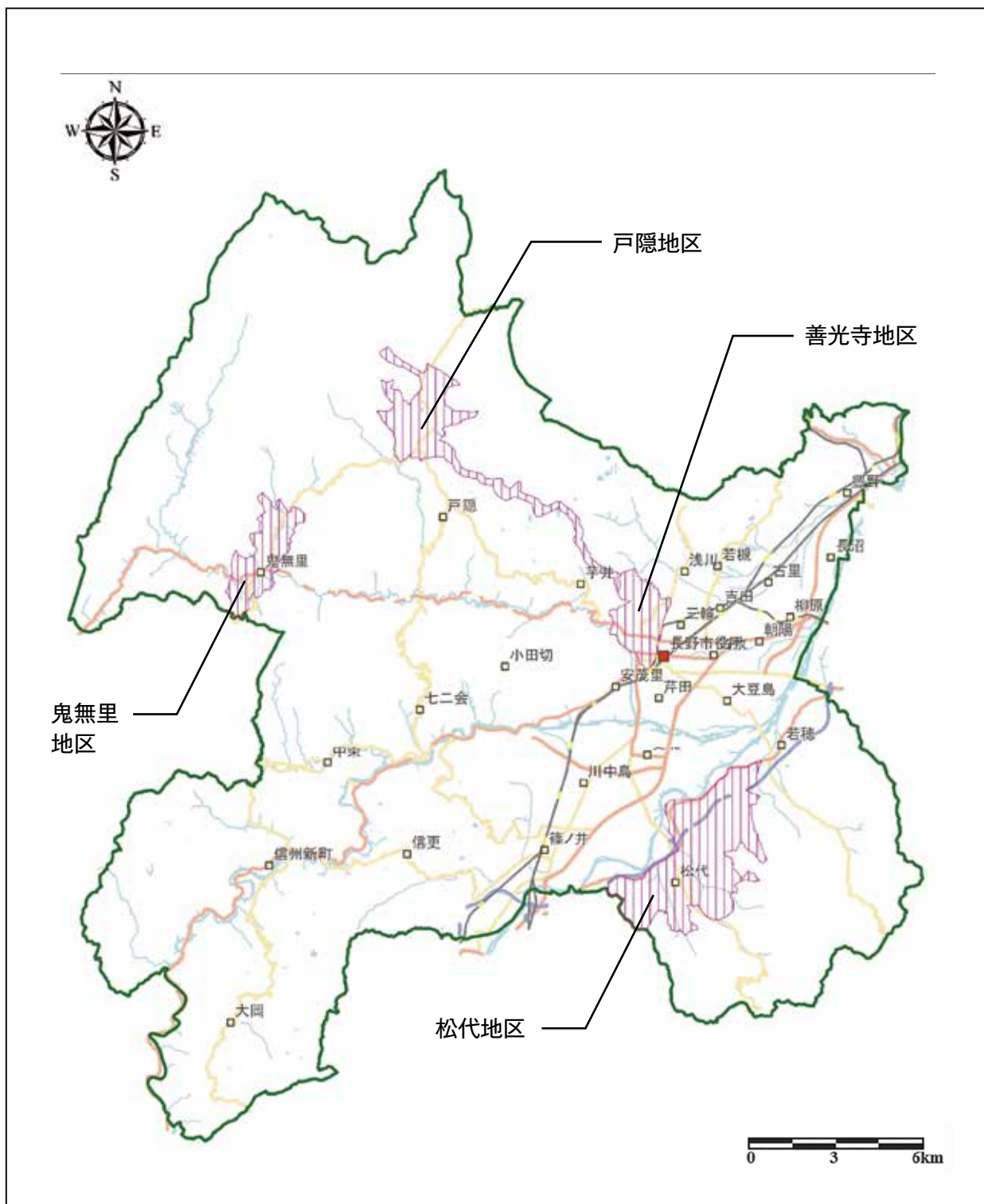
そこで、多様な施策の着実な推進により、伝統的建造物や祭礼等の保存や継承、観光振興、地域活性化につなげられるよう核となる歴史的建造物を整理の上、善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区の4地区を重点区域に指定し、歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的に行っていく。

なお、本計画の推進により、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、必要が生じた場合などは、重点区域の見直しや追加を行っていく。

## (3) 重点区域の区域

本計画の重点区域は、国指定文化財を中心に、その他の文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され、それらが一体となって歴史的風情を醸し出す良好な環境を形成しているとともに、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持及び発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、本市の歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

重点区域	面積(ha)	要件(重要文化財等)	歴史的風致
善光寺地区	約658	国宝善光寺本堂 ほか	善光寺御開帳にみる歴史的風致
			善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致
戸隠地区	約1,259	重要伝統的建造物群保存地区 戸隠伝統的建造物群保存地区	戸隠信仰にみる歴史的風致
			戸隠の伝統的な生業 <small>なりわい</small> にみる歴史的風致
松代地区	約2,358	史跡松代城跡附新御殿跡 史跡大室古墳群 ほか	城下町松代と松代道 <small>みち</small> にみる歴史的風致
			大室古墳群にみる歴史的風致
鬼無里地区	約740	重要文化財白髯神社本殿	鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致



重点区域図(S=1:200,000)

## ア 善光寺地区

善光寺地区は、国宝の善光寺本堂及び重要文化財の善光寺三門、経蔵がある歴史的市街地を中心に、善光寺三社(湯福神社、妻科神社、武井神社)、善光寺七社(美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社)をはじめとした寺社、北国街道や戸隠古道沿いに町家など歴史的建造物が残るとともに、善光寺御開帳や弥栄神社の御祭礼などの伝統的営みが受け継がれ、一体となって良好な市街地を形成している地域とする。

善光寺や関連寺社は、善光寺のすぐ北側から西側にかけて長野盆地の外縁にあたる山々から南東に向かう緩やかな扇状地に位置している。区域の指定に当たり、善光寺の後背に位置する山々は、景観を形成する上で重要な要素であるため、これらの山々を重点区域に含める。

なお、善光寺周辺からその後背の山々にかけて都市計画の風致地区や景観法の景観計画によって景観の保護がとられていることから、これらの規制区域を包含する区域とする。

重点区域の境界については、字界や都市計画、その他の規制区域を基本とし、長野駅に近く都市化が進んだ地域では、道路界とする。

### ■ 善光寺地区の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
①～②	字界	⑤～⑥	市道長野西214号線
②～③	風致地区境	⑥～⑦	国道19号線
③～④	字界	⑦～⑧	字界
④～⑤	市道長野大通り線	⑧～①	都市計画区域境



善光寺地区区域図(S=1:20,000)

## イ 戸隠地区

西の戸隠連峰、東の怪無山、飯縄山に囲まれた自然環境豊かな地域に、戸隠神社を構成する戸隠五社(奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社)や宿坊をはじめとした歴史的建造物が集積し、伝統的な祭礼や工芸、食文化が受け継がれている。戸隠地区は、戸隠五社や伝統的建造物群保存地区に指定された中社及び宝光社門前の歴史的まちなみを中心に、その周囲に点在する戸隠神社関連の歴史的建造物を含む範囲とする。

戸隠神社本殿をはじめ、歴史的建造物の周囲に広がる緑深い社叢は、独特の景観をつくっていることから、周囲に広がる豊かな山林を一定程度含むように区域を指定し、尾根や谷などの自然地形に基づいて区画された林班界、または、林班界を細分化した小班界をもって境界とする。

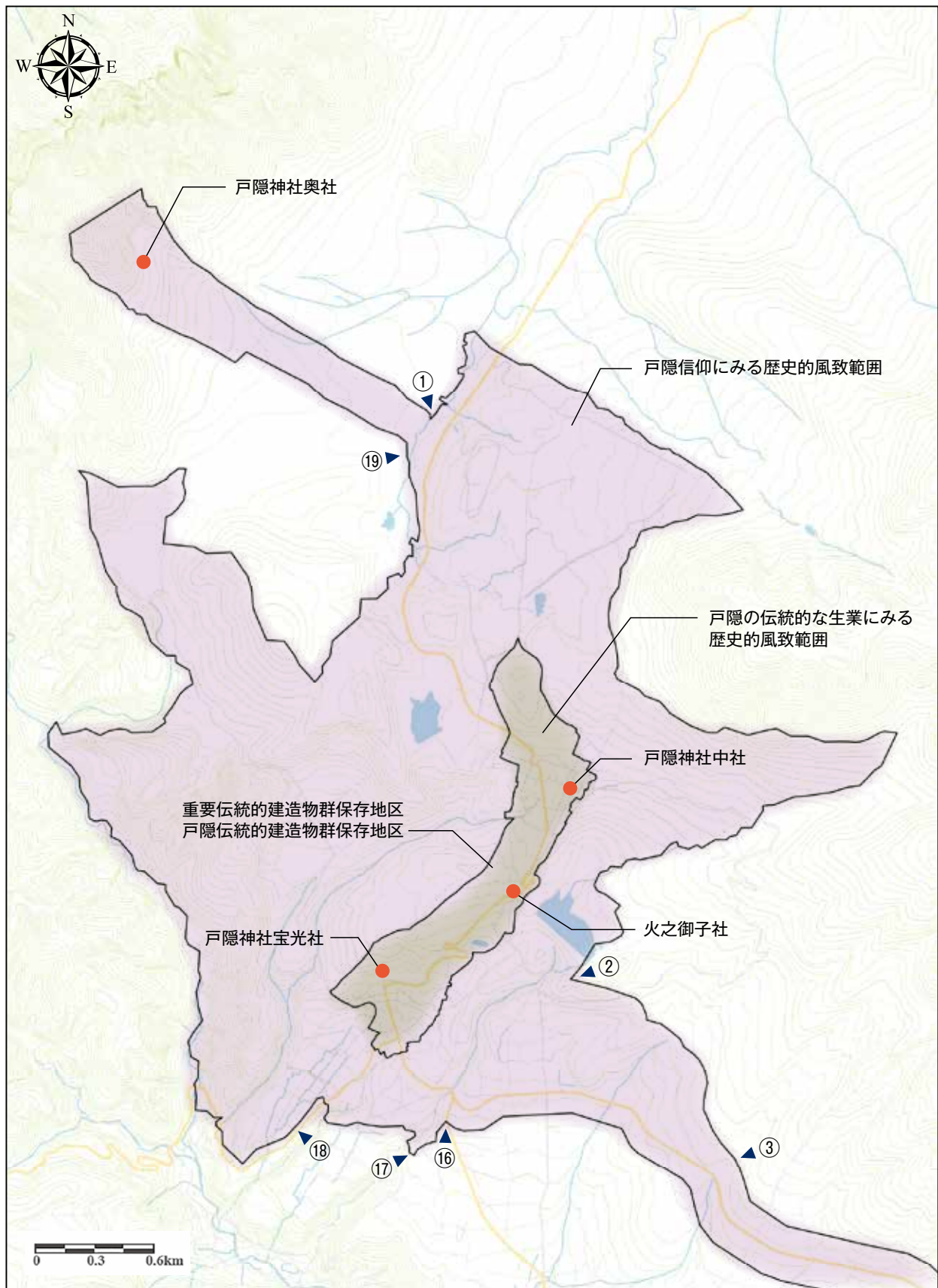
また、善光寺から飯縄山の裾野を通り戸隠へ向かう戸隠古道沿いに、歴史的建造物と人々の活動がみられることから、古道及び古道に面する敷地一帯の景観を保全するため、古道及び古道沿いの歴史的建造物の敷地を重点区域に含める。

戸隠古道の範囲は、祓沢の道標から宝光社までの位置が明らかでないが、古道とほぼ平行して通る戸隠バードライン(県道戸隠高原浅川線)を基準とし、大座法師池から戸隠までの区間の戸隠バードライン沿いに指定されている国立公園の規制区域を含むように戸隠バードラインの道路中心線から両側100メートルを境界とする。善光寺地区と接する箇所は、都市計画区域をもって境界とする。

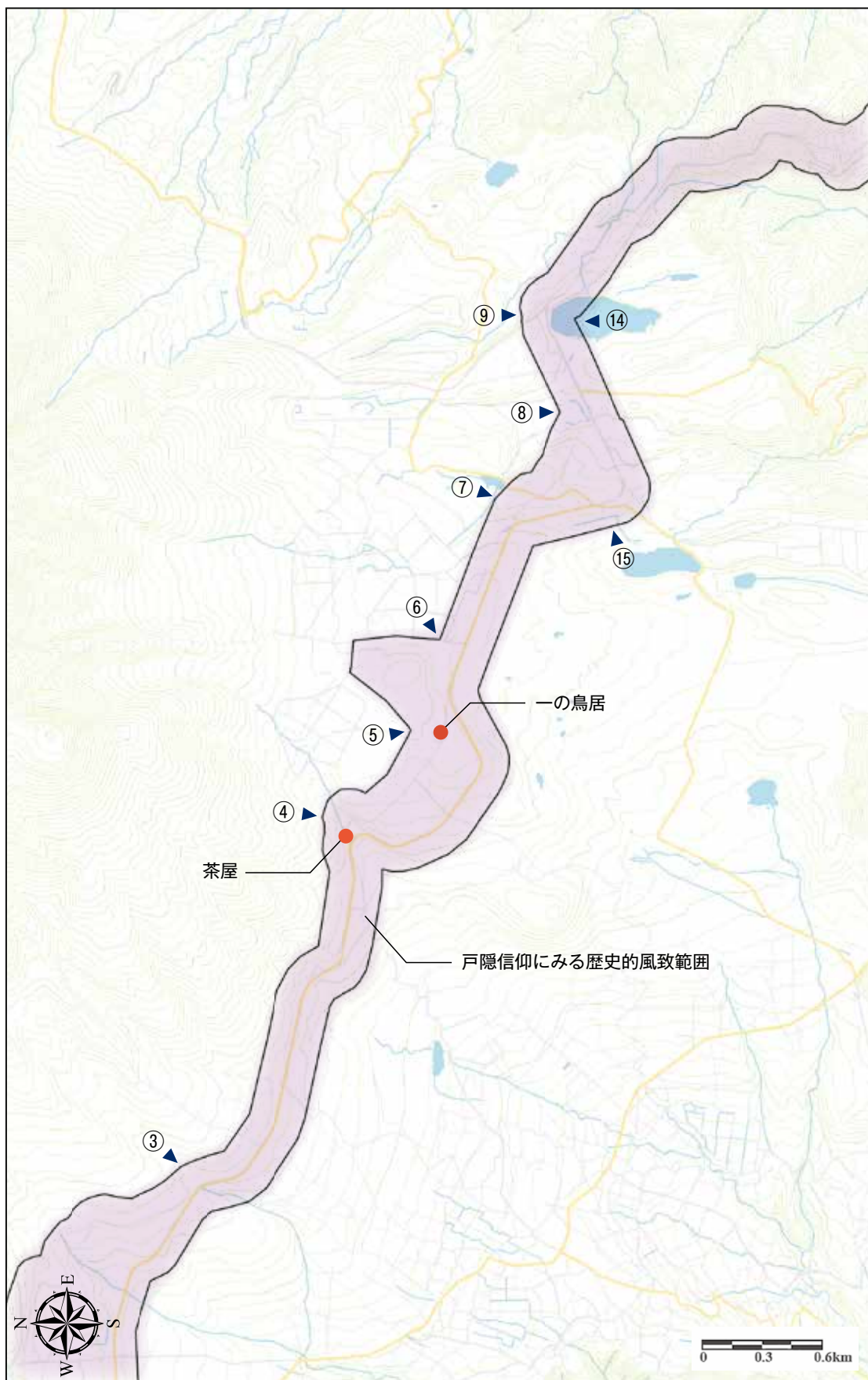
■ 戸隠地区の区域界の説明

区域図	区 間	説 明
1	①～②	林班界
	②～③	市道戸隠北94号線から100メートル
2	③～④	県道戸隠高原浅川線から100メートル
	④～⑤	市道戸隠北318号線から100メートル
	⑤～⑥	一の鳥居苑地境
	⑥～⑦	県道戸隠高原浅川線から100メートル
	⑦～⑧	市道芋井8号線から100メートル
	⑧～⑨	市道芋井105号線から100メートル
3	⑨～⑩	市道大座法師池西高線から100メートル
	⑩～⑪	都市計画区域境
	⑪～⑫	市道大座法師池西高線から100メートル
	⑫～⑬	市道芋井69号線から100メートル
	⑬～⑭	市道大座法師池西高線から100メートル
2	⑭～⑮	市道芋井105号線から100メートル
1、2	⑮～⑯	県道戸隠高原浅川線から100メートル
1	⑯～⑰	林班界
	⑰～⑱	林班界
	⑱～⑲	林班界
	⑲～①	戸隠神社敷地境

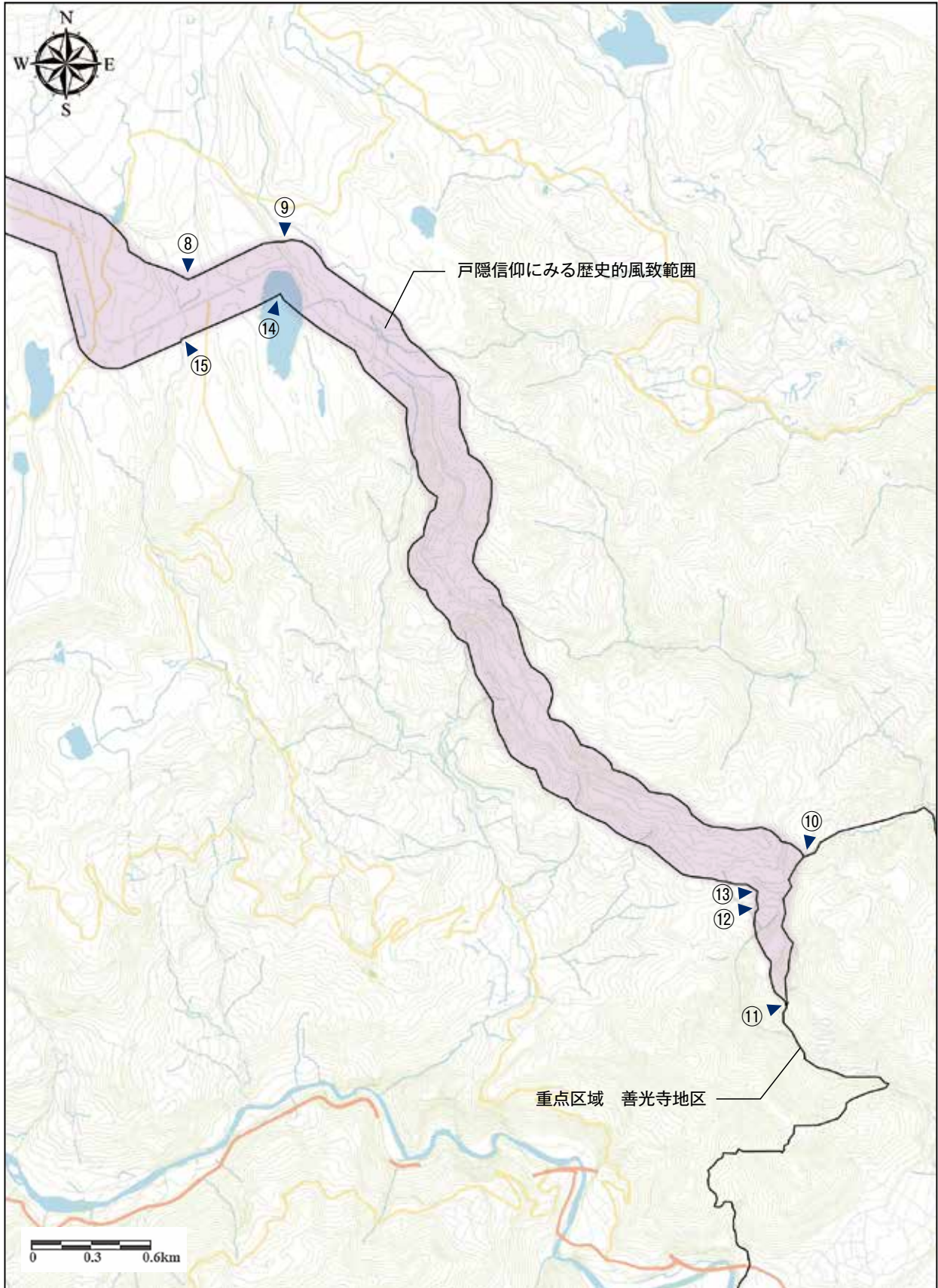




戸隠地区区域図1 (S=1:25,000)



戸隠地区区域図2 (S=1:25,000)



戸隠地区区域図3 (S=1:25,000)

## ウ 松代地区

本市の南部に位置する松代地域は、北に千曲川、南に急峻な山々に囲まれた範囲に集落が形成されている。史跡松代城跡から南に広がる城下町では、藩校の旧文武学校(史跡)や旧横田家住宅(重要文化財)等の武家屋敷、真田家の菩提寺の長国寺(松代藩主真田家墓所(史跡))など多くの歴史的建造物が残るとともに、祇園祭をはじめ伝統的な祭礼や行事が行われている。

また、城下町に各戸の<sup>せんすい</sup>泉水(池)と<sup>せんすい</sup>泉水を結び、松代城跡の堀につながる特徴的な水路が残っている。庭園の<sup>せんすい</sup>泉水は、鑑賞用以外にも食器の洗浄や洗面など日々の暮らしに密着した生活用水としても利用されてきており、地域住民が主体となり河川愛護活動が行われている。

松代城下町と北国街道松代道<sup>みち</sup>でつながる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや本陣、秋葉社等の建造物が残り、伝統的営みと一体となった歴史的風致がみられる。

さらに、松代城下町から東の山地には、東日本最大級の<sup>つみいしづか</sup>積石塚古墳群である史跡大室古墳群がある。地域住民の熱心な保存活動により約500基の古墳が残り、地域住民の主体的な保護や活用の活動が行われている。

このように千曲川とその南に連なる山々の間には、江戸時代に形成された松代城下町を中心に、北国街道松代道<sup>みち</sup>で結ばれ、往時のままの宿場景観をしのばせる川田宿、また、松代城下町の東の山地に広がる大室古墳群など、異なる特徴をもつ歴史的風致をみることができる。また、それぞれの歴史的風致は、千曲川流域の平地とその南に連なる山々に囲まれた区域に連続して広がっていることから、松代城下町から川田宿までの範囲を一体として重点区域とする。

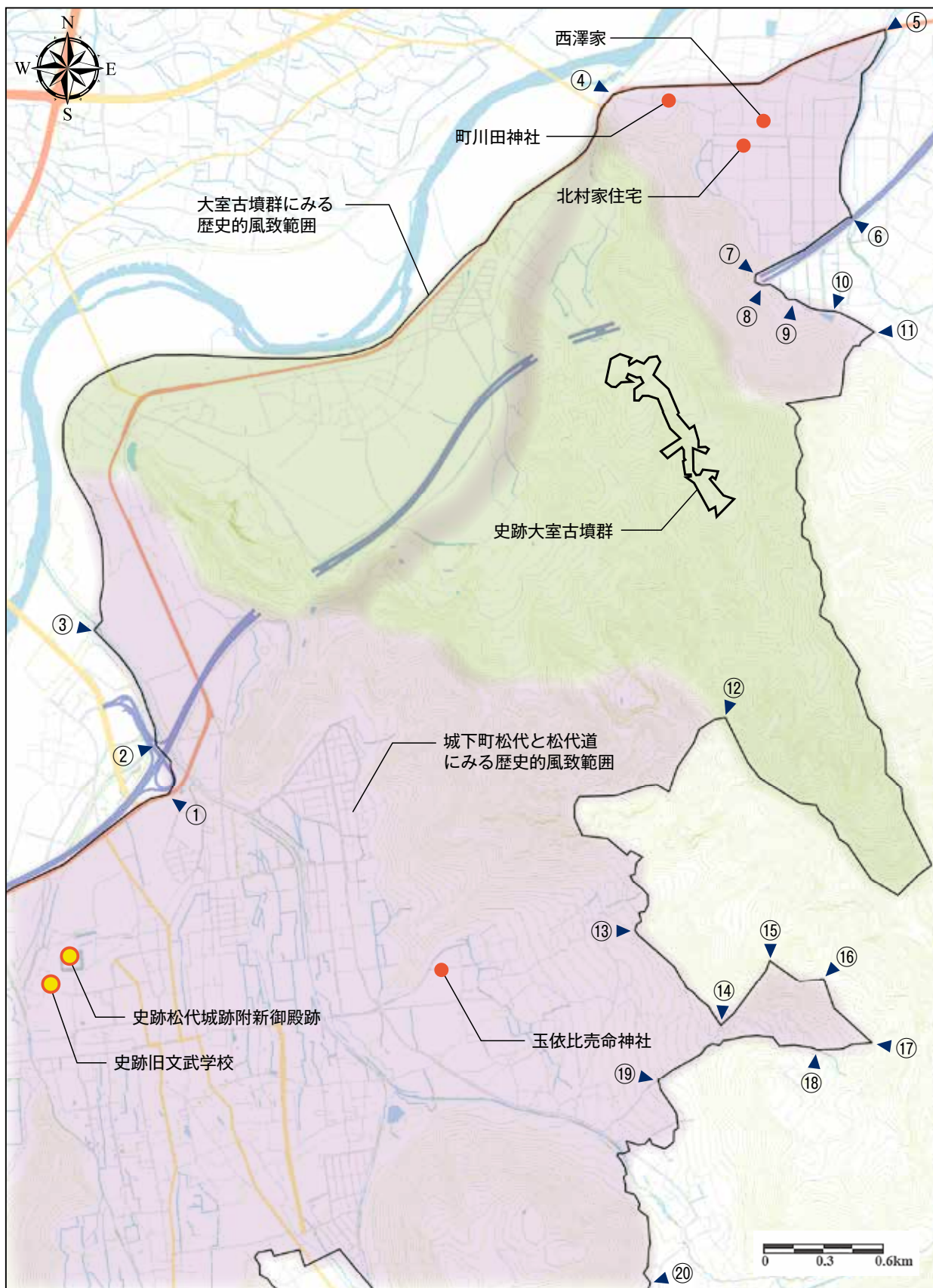
松代城下町における重点区域は、武家屋敷や町屋などの歴史的建造物に加え、南側の山々から流れる<sup>せんすい</sup>泉水路や、歴史的建造物の庭園の借景となる山々が、歴史的風致を構成する重要な要素となっていることから、武家地、町人地の区域だけでなく、特徴的な山容を備える皆神山や周辺山々の裾野を含めた範囲とする。

松代城下町の南側については、山々から広がる裾野一体を広くおさえた字界、または歴史的建造物等の敷地や道路界をもって境界とする。松代城下町の北側については、千曲川まで松代地域の字界が広がるが、上信越自動車道や堤防によって景観のまとまりがみられないため、上信越自動車道や堤防等の道路などをもって境界とする。

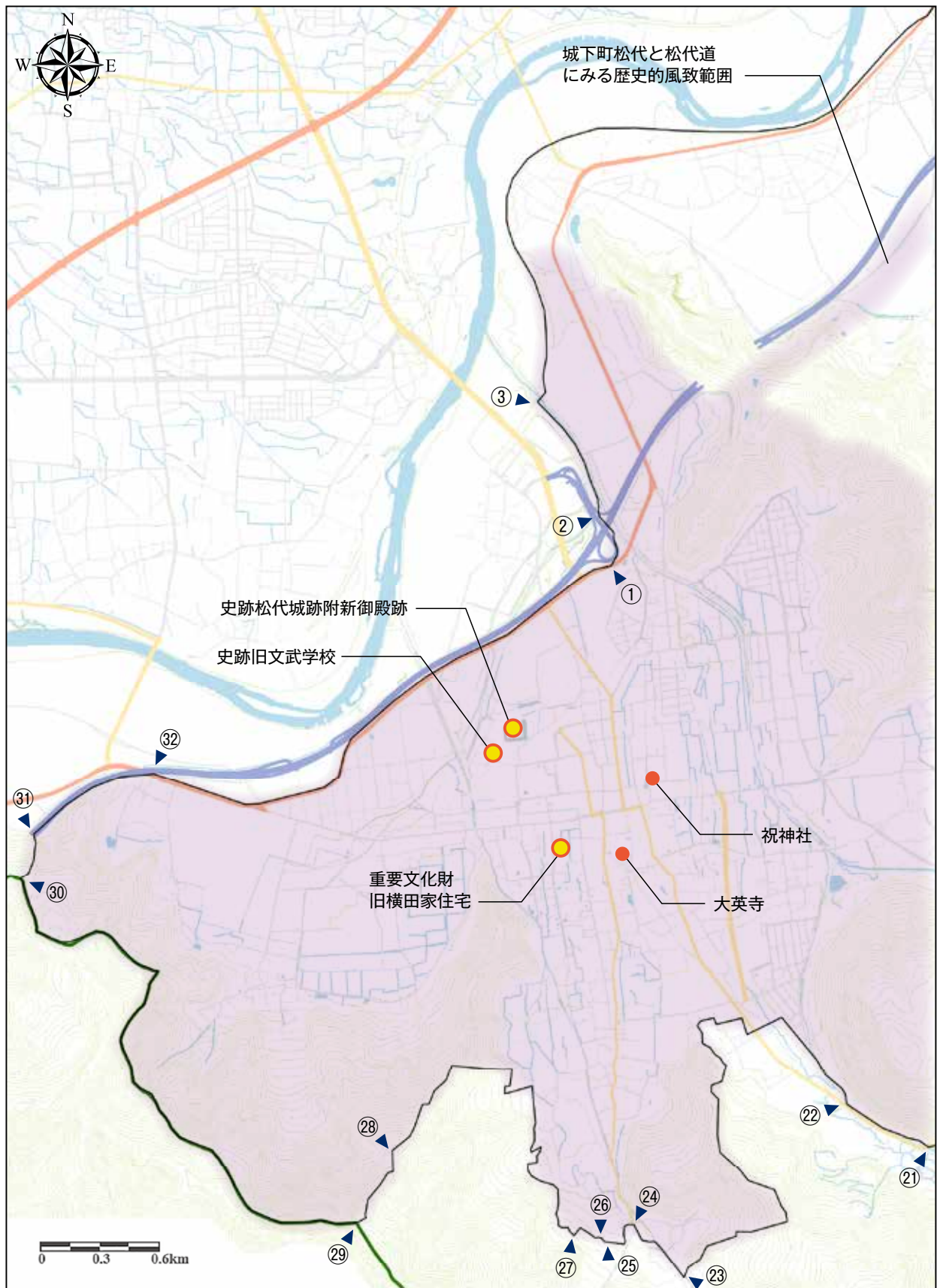
大室古墳群周辺については、北側は道路などを南側は字界をもって境界とし、若穂川田地域については、河川や道路などの公共物をもって境界とする。

## ■ 松代地区の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
①～②	市道松代東358号線	①⑦～①⑧	農道松代東230号線
②～③	蛭川	①⑧～①⑨	乙女沢
③～④	千曲川	①⑨～②①	都市計画区域
④～⑤	国道403号線	②①～②②	農道松代東287号線
⑤～⑥	赤野田川	②②～②③	県道長野真田線
⑥～⑦	上信越自動車道	②③～②④	都市計画区域
⑦～⑧	農道若穂西95号線	②④～②⑤	神田川
⑧～⑨	市道若穂西122号線	②⑤～②⑥	農道松代西230号線
⑨～⑩	市道若穂西27号線	②⑥～②⑦	農道松代西174号線
⑩～⑪	市道若穂西130号線	②⑦～②⑧	農道松代西228号線
⑪～⑫	字界	②⑧～②⑨	都市計画区域
⑫～⑬	都市計画区域	②⑨～③①	字界
⑬～⑭	市道瀬関滝本線	③①～③②	行政界
⑭～⑮	尾根	③②～③③	尾根
⑮～⑯	谷	③③～③④	上信越自動車道
⑯～⑰	谷	③④～①	国道403号線



松代地区区域図1 (S=1:25,000)



松代地区区域図 2 (S=1:25,000)

## 工 鬼無里地区

本市の北西部に位置する鬼無里地域には、西から東へ流れて犀川に合流する裾花川の流域と北東から南西に向かって裾花川へと合流する小川の流域に、重要文化財の白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社など神社を中心とした集落が点在し、茅葺屋根に鉄板を被せた民家、古い道筋や石造物が、周囲の自然環境とともに中山間地域にある農村の集落景観を生み出し、良好な歴史的風致をみることができる。

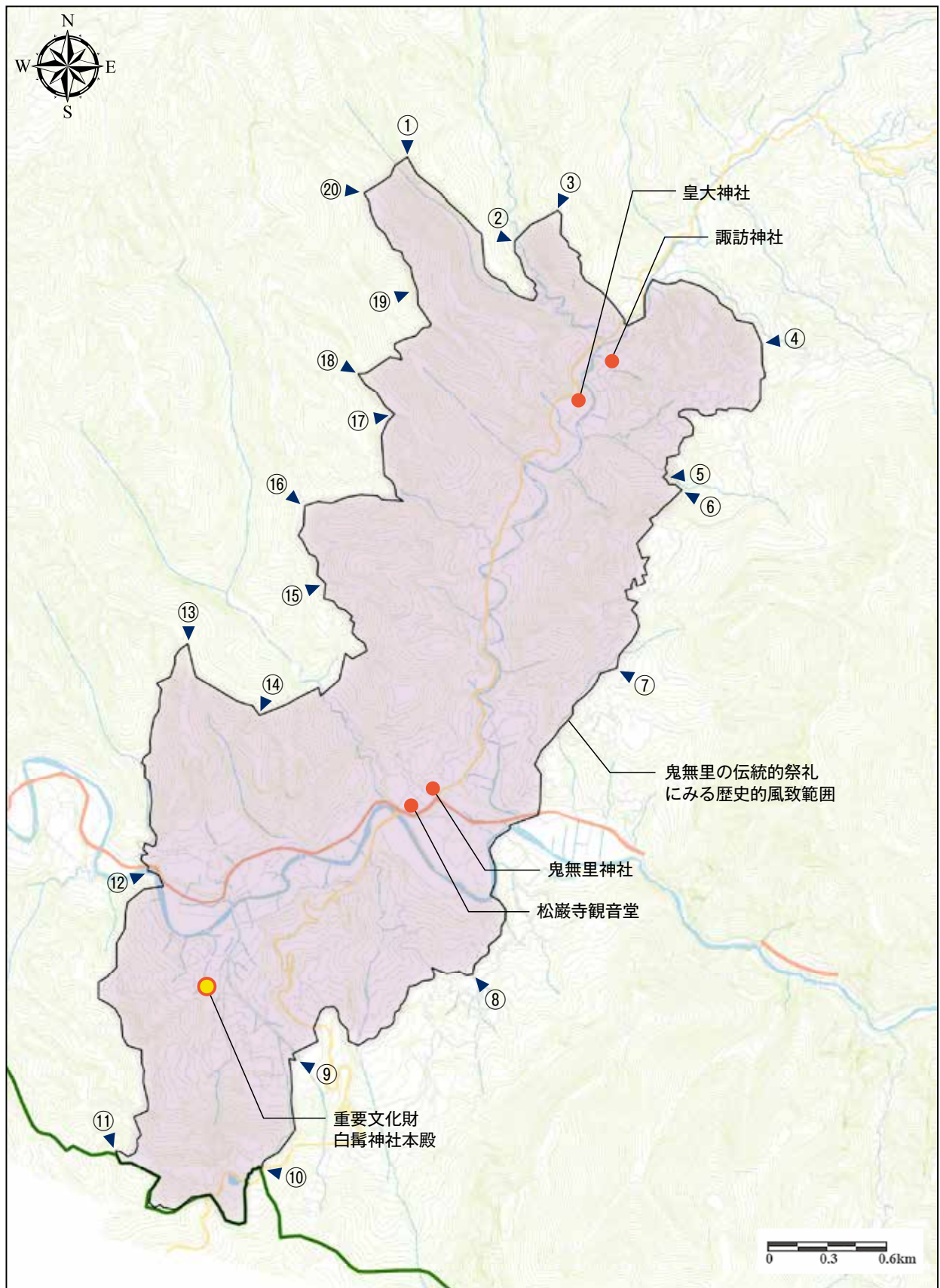
白髯神社では、明治時代以前から春と秋に祭礼が行われ、文化財と周囲の自然環境が一体となった歴史的風致が残されている。そのほかの地域においても、歴史と伝統を反映した人々の活動が行われており、鬼無里神社の春祭りでは、安政4年(1857)制作の屋台が、交通の要路であった歴史的な町屋の中を巡行する。また、諏訪神社では、明治17年(1884)にはじまった御柱祭りが継続して挙行され、山あいの小川沿いに点在する茅葺集落の中を御柱が勇壮に里曳きされている。

重点区域は、山々の間を流れる裾花川と小川の流域に点在する独特の集落景観のうち、白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社及び、その周囲に広がる集落全体を包含できるような集落に近接する林野地を含める。境界は、林班界もしくは、小班界を用いる。

### ■ 鬼無里地区の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
①～②	林班界	⑪～⑫	林班界
②～③	小班界	⑫～⑬	小班界
③～④	林班界	⑬～⑭	林班界
④～⑤	小班界	⑭～⑮	小班界
⑤～⑥	林班界	⑮～⑯	林班界
⑥～⑦	小班界	⑯～⑰	小班界
⑦～⑧	林班界	⑰～⑱	林班界
⑧～⑨	小班界	⑱～⑲	小班界
⑨～⑩	林班界	⑲～⑳	林班界
⑩～⑪	行政界	⑳～①	小班界





鬼無里地区区域図(S=1:25,000)

## 2 ◆ 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的かつ一体的に推進することで、歴史的な建造物やまちなみの保存、活用とその周辺環境の整備が進展し、地域の個性や魅力が向上することになり、本市の歴史や伝統、文化が広く再認識される。また、地域住民の地域への自信、愛着や誇りが醸成され、地域コミュニティの維持や活性化、活動機会の増大をとおして、先人が培ってきた伝統的な祭礼行事や民俗芸能、民俗技術、工芸品などの保存、継承、発展にもつながる。

さらに、地域の個性や魅力の向上は、地域の歴史資源を活用した観光振興にもつながる。地域の個性や魅力の広範な発信により、来訪機会と滞在時間の増加、多くの人々と交流を深めることで関係人口の増加をとおして、観光関連のほか他業種へも波及し、経済活動の活発化などの効果も期待できる。

重点区域でこのような効果が発揮されることにより、歴史、文化を生かしたまちづくりの本市全体への波及も期待できる。

## 3 ◆ 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市では、都市計画の指定のほか、景観計画、景観条例、屋外広告物条例などに基づいて良好な景観の形成に関する施策を推進しており、重点区域における取り組みは、これらと相互に連携を図りながら推進する。

### (1) 長野市都市計画マスタープラン

本市では、秩序ある市街地の整備や市街地のスプロール化を防ぐために、行政区域83,481ヘクタールのうち20,161ヘクタールを長野都市計画区域に定めている。長野都市計画区域は、市街化区域(5,948ヘクタール)と市街化調整区域(14,213ヘクタール)に分けられ、市域全体の24.1%の面積にあたる。また、非線引き地域の飯綱高原都市計画区域として1,380ヘクタール(市域全体の1.7%)を定めている。

本計画の重点区域に関しては、善光寺地区、戸隠地区は、善光寺周辺と飯綱高原の一部が都市計画区域内に位置し、松代地区は、ほぼ全域が都市計画区域内に位置する。鬼無里地区に都市計画区域の指定はない。

## ア 用途地域

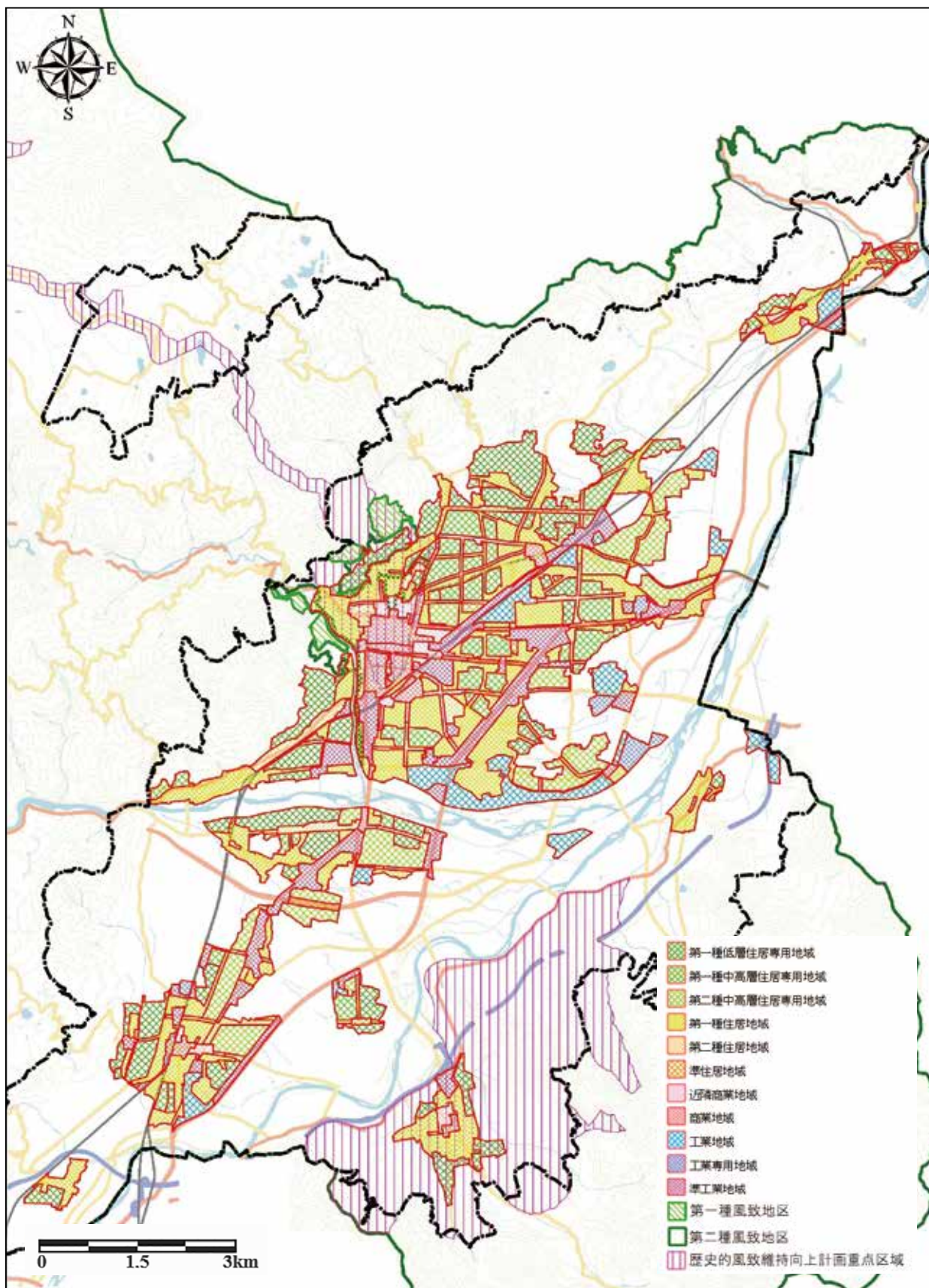
重点区域の善光寺地区は、長野都市計画区域内にある。本市の中心市街地が位置していることから、長野駅から善光寺にかけては、商業地域に指定され、その大半が防火地域や準防火地域となっている。善光寺周辺では都市計画の用途が住居系となっている。

戸隠地区は、戸隠古道沿いの大座法師池周辺が飯綱高原都市計画区域内に含まれている。

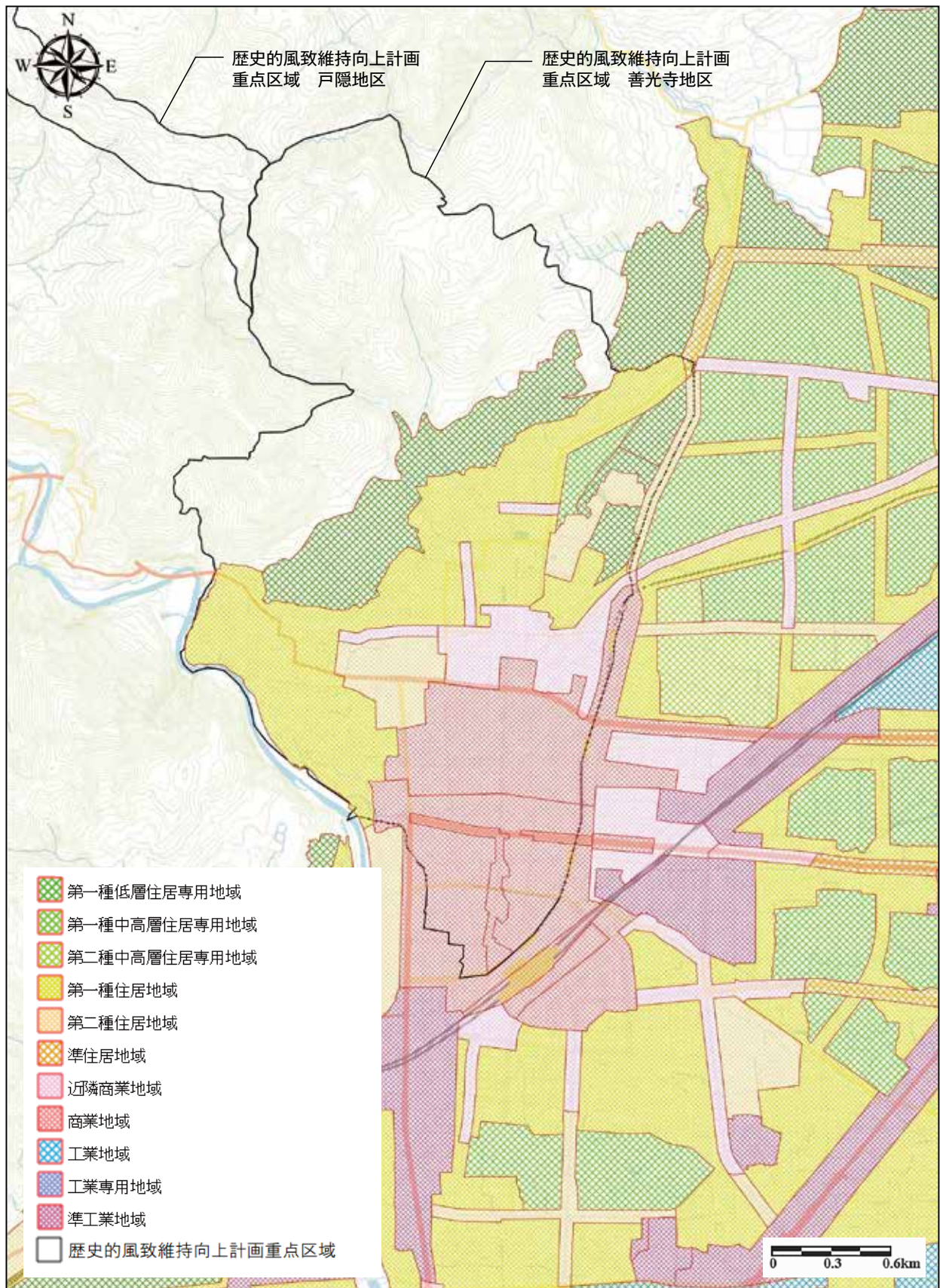
松代地区の大部分は、長野都市計画区域内に位置している。歴史的まちなみと都市機能が集積する松代城下町周辺は、市街化区域に指定され、中心部の一部を商業地域に定めて都市機能を集中させる一方で、その周辺は住居系が指定されている。また、川田宿をはじめ、歴史的まちなみが残る北国街道松代道の沿道に広がる平坦な田園風景、南方の山々が特徴的である松代城下町周辺以外は、市街化調整区域に指定され、歴史的まちなみと周囲の豊かな自然環境の保全が図られている。

## イ 風致地区

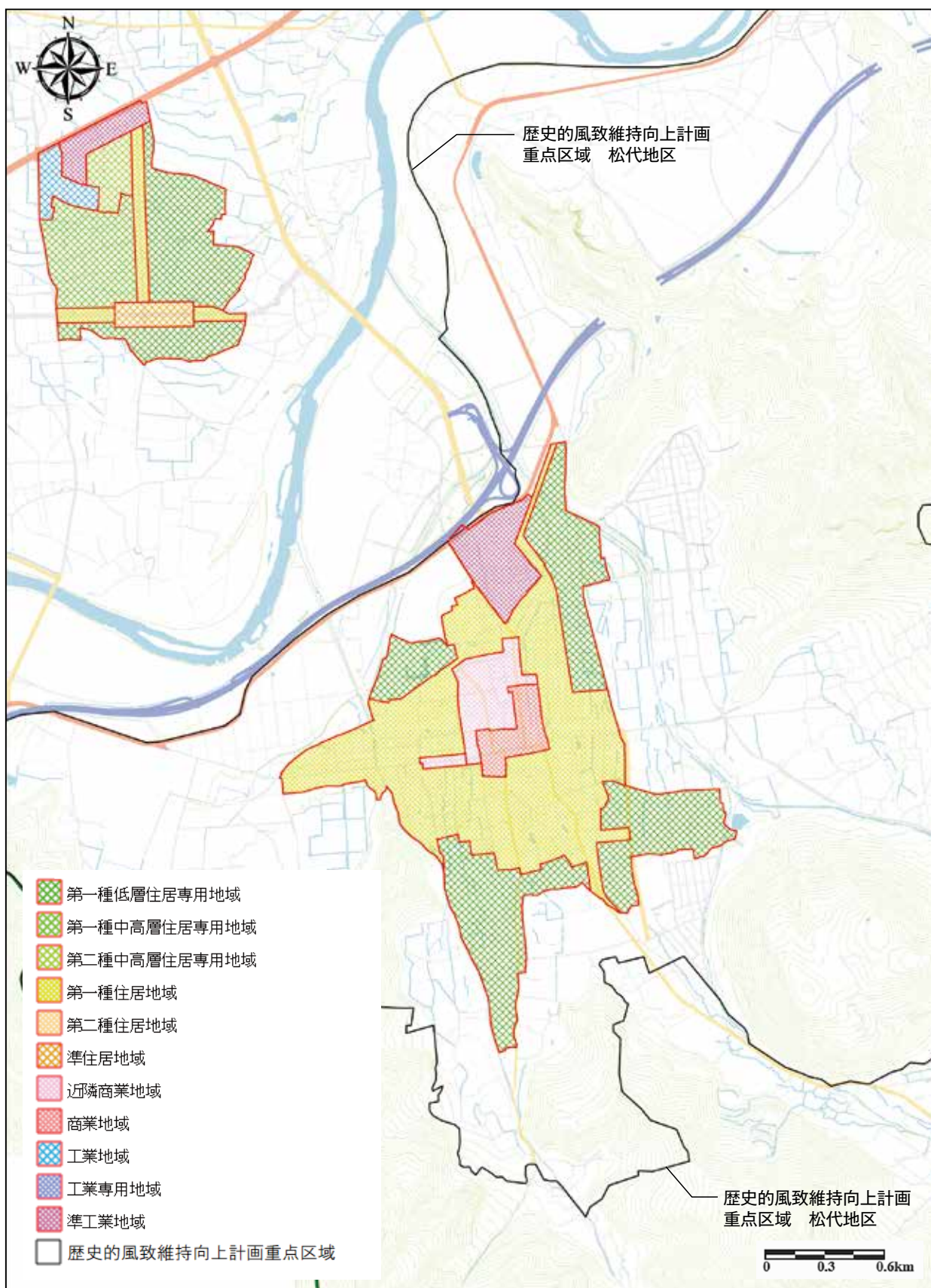
風致地区は、重点区域の善光寺地区において、善光寺周辺(第2種)とその後背地である大峰山(第1種、第2種)が指定されている。善光寺周辺は、都市内であるが、樹林地や水辺地等の自然環境が豊富であり、善光寺門前の仲見世や宿坊の歴史的建造物があることから、風致地区の指定により、建築物や工作物の建築等、または宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、観光資源としての自然環境の維持に努めている。本計画では、善光寺後背地の風致地区のすべてを重点区域に含めている。



市全域の都市計画区域図(S=1:100,000)



重点区域(善光寺地区)の都市計画用途区分(S=1:25,000)



重点区域(松代地区)の都市計画用途区分(S=1:25,000)

## (2) 長野市景観計画

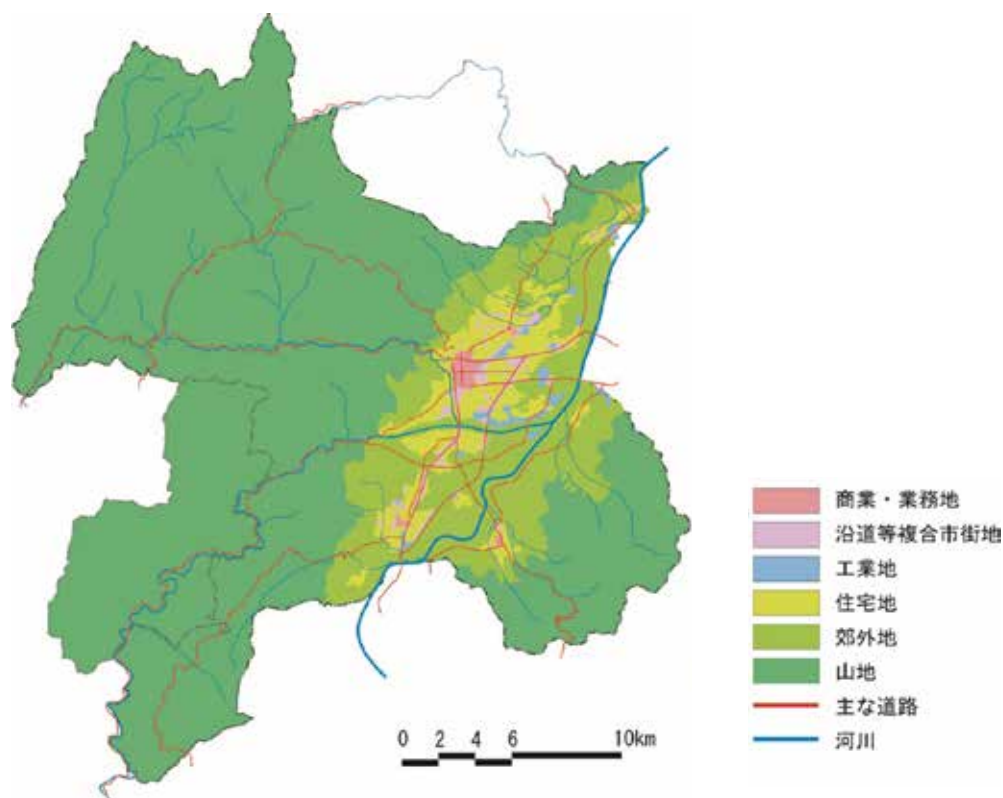
本市では、市民が快適で文化的な生活環境の下に地域への愛着と誇りをもって生活し、長野市を訪れる人に、来てよかった、また来てみたいと思っただけの魅力な「選ばれる都市ながの」をつくるため、平成19年(2007)に長野市景観計画を策定した(平成22年(2010) 10月、平成24年(2012) 2月及び平成30年(2018) 10月改定)。

本市は、人口の9割以上が居住する市街地や郊外地を長野都市計画区域(市域全体の24.1%)としているものの、大半の市域(75.9%、うち1.7%は飯綱高原都市計画区域)は、都市計画区域が定められていない地域で、豊かな自然に囲まれた中山間地域が周囲に広がっている。

このため、景観計画では、市街地と周辺の山地が一体となった景観形成を進めるために市全域を景観計画の対象区域とし、商業・業務地、沿道等複合市街地、工業地、郊外地、山地の6地域に区分して地域に応じた景観形成基準及び、届出対象となる周辺景観に影響がある大規模行為を定めている。

### ア 地域区分

地域区分		
市街地	商業・業務地	商業地域 近隣商業地域のうち容積率が300%の地域
	沿道等複合市街地	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域 準工業地域・準住居地域
	工業地	工業地域・工業専用地域
	住宅地	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域
郊外地	市街化調整区域として定められた地域	
山地	上記に掲げる地域を除く地域	



長野市景観計画の地域区分

## イ 届出対象行為

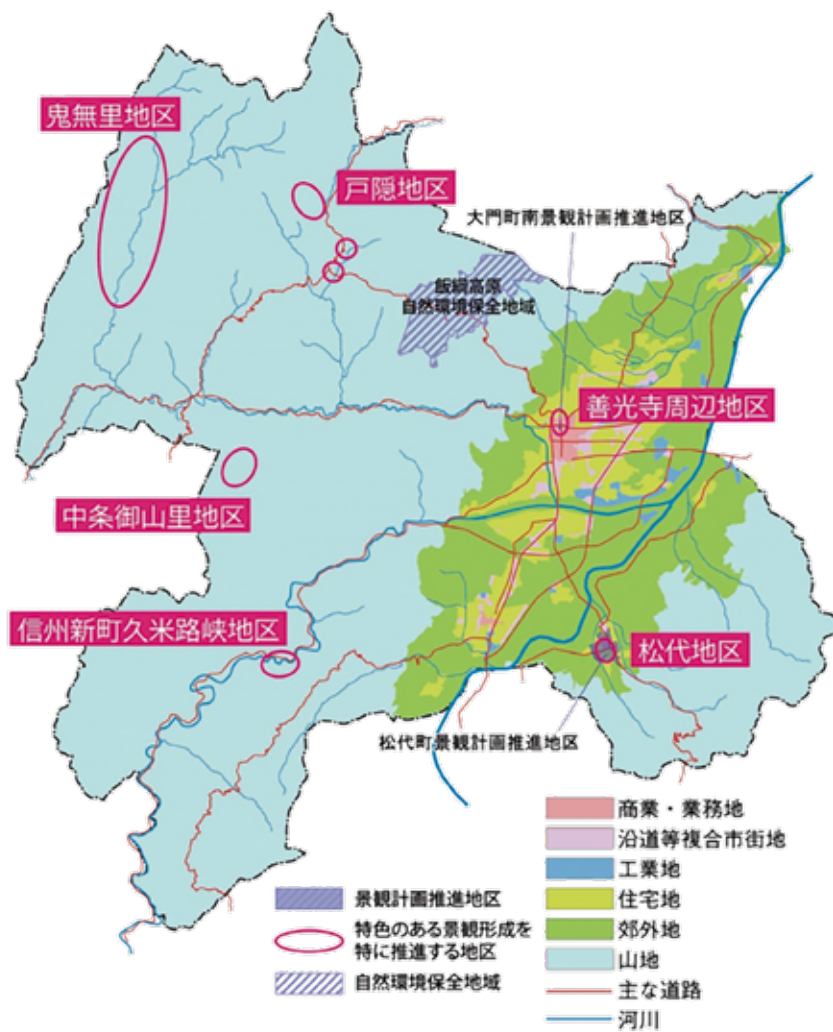
行為の種類		届出を要する規模	
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積が500㎡を超えるもの	
工作物	新設 増築 改築 移転 外観変更 （色彩変更を含む）	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さ13mを超えるもの
		装飾塔・記念塔類 等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
		プラント類・自動車車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設 等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設	高さ20mを超えるもの
		太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設 等	高さ13m又は太陽光発電パネル面積（モジュール面積）が500㎡を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更		面積が3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	
土石の採取・鉱物の掘採			
屋外における再生資源の堆積		堆積の高さが3m又はその用に供される面積が1,000㎡を超えるもの	

※建築物の増築又は改築は、当該行為後の高さが13m又は既存建築物の建築面積との合計が1,000㎡を超えるもの。ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないもの、かつ外観の変更を伴わないものは除く。



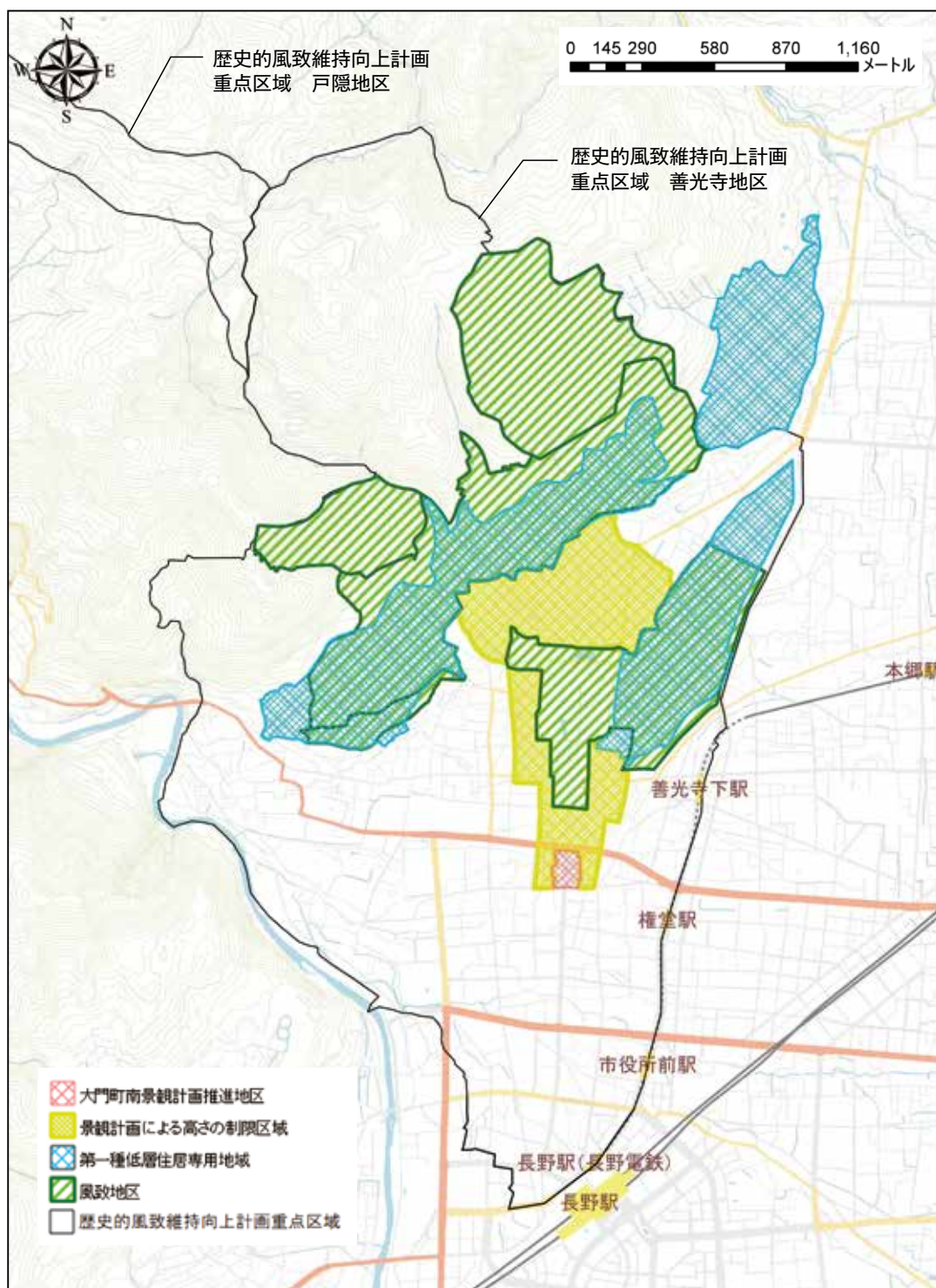
## ウ 特色ある景観形成を特に推進する地区

本市には、歴史的、文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られている地区、まちの玄関口である地区、身近な市民生活の中に個性ある景観を有している地区等、特色ある景観がみられる。景観計画では、善光寺周辺地区、松代地区、戸隠地区、鬼無里地区、信州新町久米路峡地区、中条御山里地区の6地区を特色ある景観形成を特に推進する地区に指定している。



### (ア) 善光寺周辺地区

重点区域の善光寺地区のうち善光寺の門前に景観計画の重点地区である大門町南景観計画推進地区を定めている。この地区の土蔵造を中心とした歴史的まちなみを残し、善光寺後背地の眺望景観を保全するために、大門町南地区景観形成方針に基づき、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、都市計画で風致地区または、第一種低層住居専用地域に指定されていない地域について、15メートルの高さ制限を設けている。



特色ある景観形成を特に推進する地区(善光寺周辺地区)の区分図(S=1:20,000)

#### a 大門町南景観計画推進地区景観形成方針

- 江戸時代、明治時代、大正時代にかけて建築された和風の商家や洋館などの外観を保持し、その連担や融合によって形成されているまちなみを生かすように沿道建物の意匠を整備する。
- 品位を感じさせると同時に活気と賑わいのある個性的な店先を創出する。
- 地区住民主導の景観形成体制を確立する。

b 大門町南景観計画推進地区の景観形成基準

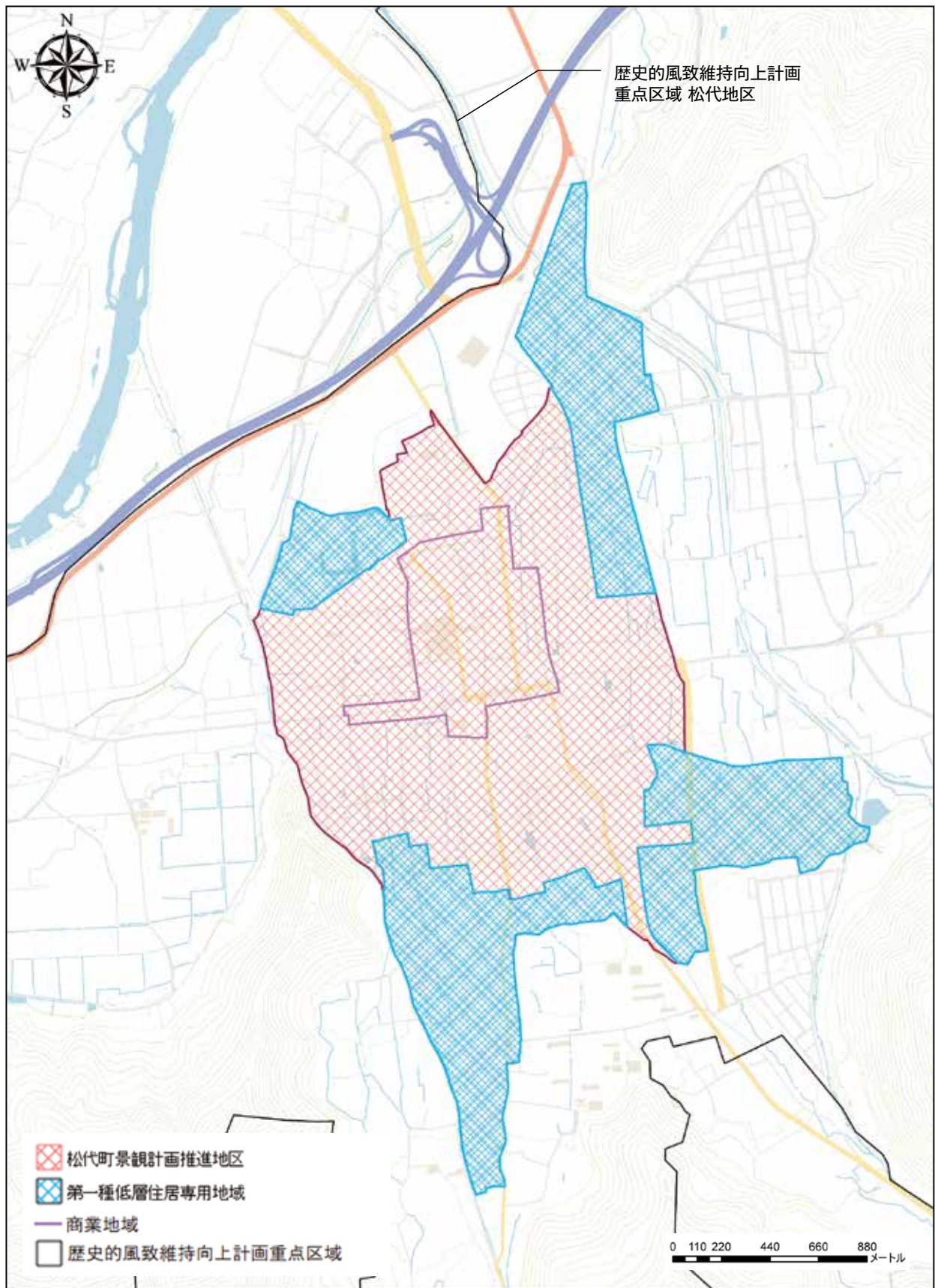
行為の種別・事項		内 容	
建築物	形態意匠の制限	屋根形態	切妻で中央通りに対して平入りを原則とし、和瓦などの日本的な素材を使い、屋根勾配は大門町の街並み景観に調和したものとす。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。
		外壁、窓、軒裏等	外壁、軒裏は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとす。素材は漆喰などを利用す。
			窓などの開口部は、原則として木製又は和風カラーサッシュとして、格子を取り付けるか格子戸とす。
			店先部分には、できるだけ軒下外部空間をつくる。
			日除けは暖簾やすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いる。
			配管類や室外機などは浴道から見えないように工夫す。
			道路に面してショーウィンドウの設置につとめる。
			シャッターを設ける場合は、シースルー型等内部を見通すことができるものを用いる。
	建物の壁面やガラス面・シャッター面などに文字を記入したりイラストを描いたり張紙をしたりしない。		
	色彩	外壁の色は、白、灰、茶、黒とすこと。	
屋根の色は、黒、灰とすこと。			
太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルは、建築物の中央通りに面した部分には設置しないこと。		
	太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすこと。		
	太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いにより外部から見えないよう工夫すこと。		
	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。		
高さの制限	新築または増改築の場合、階数を3階以下にする。		
	新築または増改築の場合、最高の高さを15メートル以下にする。		
	新築または増改築の場合、道路境界線から10メートル以内の建築物の形態は、その部分から前面道路の中心線までの水平距離の10分の6に1.6メートルを加えた斜線内とする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。		
		<p>The diagram shows a cross-section of a building with a height of 15m. The building is located 10m from the road boundary line. The road centerline is 9m from the building's base. A dashed line represents the height limit, which is 10/6 of the horizontal distance from the road centerline (9m) plus 1.6m. The diagram also shows the building's height of 15m and the road boundary line.</p>	

行為の種別・事項		内 容
建築物	配置 車庫の位置	車庫は中央通りに面して設けない。但し、道路境界線から後退している場合を除く。
	道路からの距離	住宅の場合、できるだけ後退し、植栽スペースをとること。商店の場合、規定しない。
	外構	店先や空地部分は緑化又は花木を飾る。 路外駐車場は、塀などによって沿道から見えないように工夫する。 自動販売機は設置しない。
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
	太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

### (イ) 松代地区

松代城下町の中心部は、武家屋敷、寺社、町家、泉水路などの景観資源が豊富に残っている。景観計画では、この歴史的まちなみを生かし、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備、改善を図るために、景観計画の重点地区として松代町景観計画推進地区を定めている。

この地区は、主に都市計画の用途地域で、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域に定められている。地域の特性に応じたまちなみを形成していくために、建築物等のデザインや色彩のほか、一定の高さ制限を設けている。



特色ある景観形成を特に推進する地区(松代地区)の区分図(S=1:15,000)

a 松代町景観計画推進地区の景観形成方針

「ゆったりと歴史の流れる城下町」

武家屋敷、町家、門と塀、土蔵、<sup>かぎ</sup>鈎曲り、泉水路、寺社など特徴のある景観資源を生かした歴史的まちなみを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図る。

b 松代町景観計画推進地区の景観形成基準

行為の種別・事項		内 容
建築物	高さの制限	周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。 道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。 最高の高さを12メートル以下とする。ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。
		<p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする (3階以上はセットバックする)</p> <p>12m</p>
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

(ウ) 戸隠地区及び鬼無里地区

景観計画の重点地区で戸隠地区及び鬼無里地区については、具体的な範囲や内容を定めていないが、文化財保護法や自然公園法、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例などにより景観の保全を図っている。

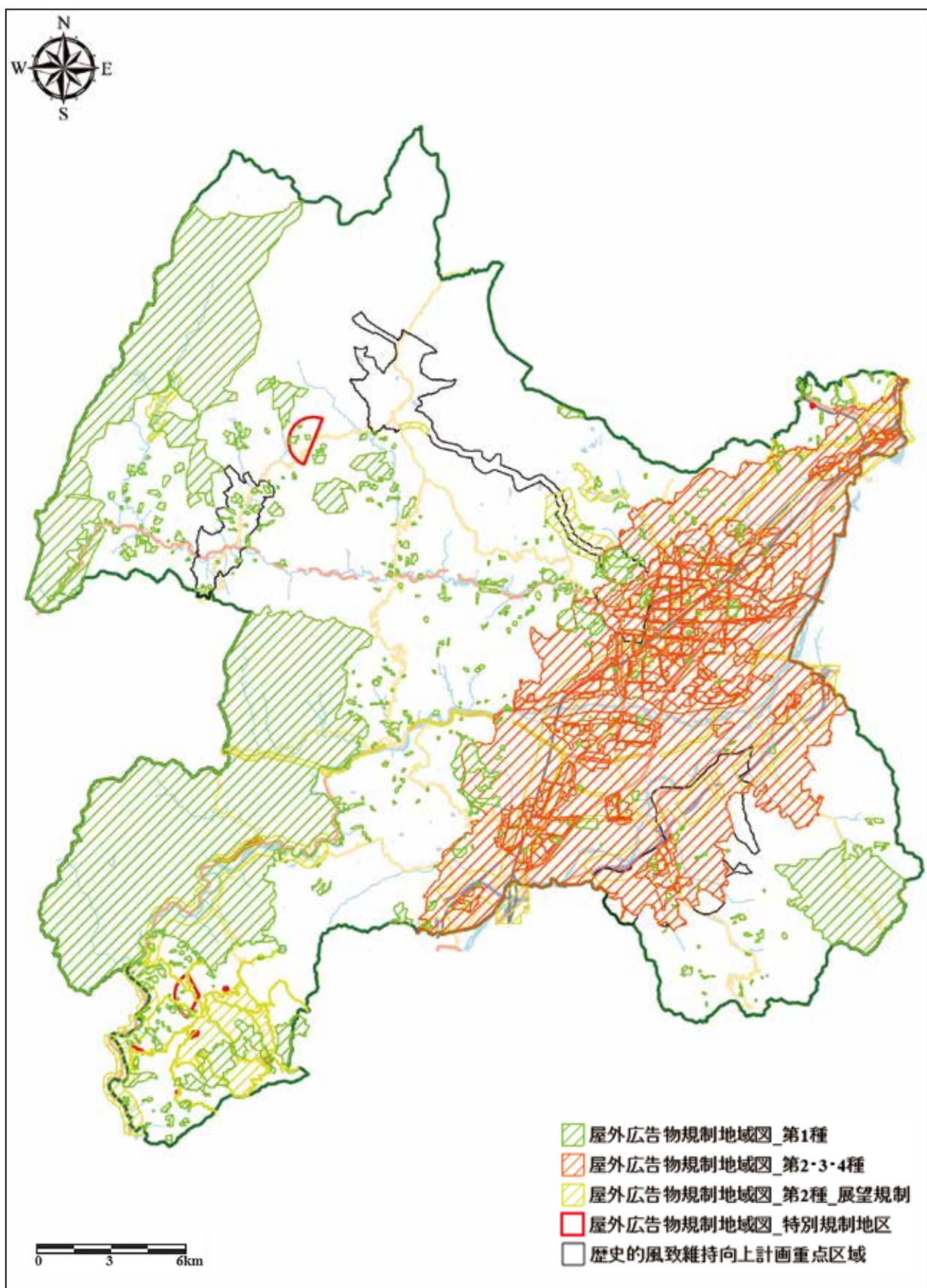
### (3) 長野市屋外広告物条例

長野市屋外広告物条例は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に優れた郷土の景観保全と活気にあふれる景観の育成を目的としている。屋外広告物法の改正に伴い、平成18年(2006)4月1日に条例を全面改正した。

規制地域は、主に都市計画の用途地域に基づいて第1種から第4種までを定め、屋外広告物を設置する際に設置地区の規制区分及び屋外広告物の表示面積に応じて許可が必要となる。また、歴史的な景観を有する地区等で、きめ細やかな景観の規制、誘導を図ることができるよう特別地区制度を設けている。

#### ア 規制区分

条例による規制区分	用途地域	非自己用広告物	自己用広告物の設置	1敷地内の総表示面積
第1種規制地域	保安林（自然公園（特別地域）、自然環境保全地域を除く）、都市公園	禁止	10㎡以下	10㎡以下
第2種規制地域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、風致地区	禁止	10㎡以下	10㎡以下（1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数×10㎡以下）
展望規制	高速自動車道・新幹線・指定された幹線道路沿い（全て商工業系地域を除く）			
第3種規制地域	市街化調整区域、第1種住居地域、第2種住居地域	許可が必要	敷地全体で、15㎡超の場合は許可が必要	200㎡以下
第4種規制地域	準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域	許可が必要	敷地全体で、25㎡超の場合は許可が必要	400㎡以下



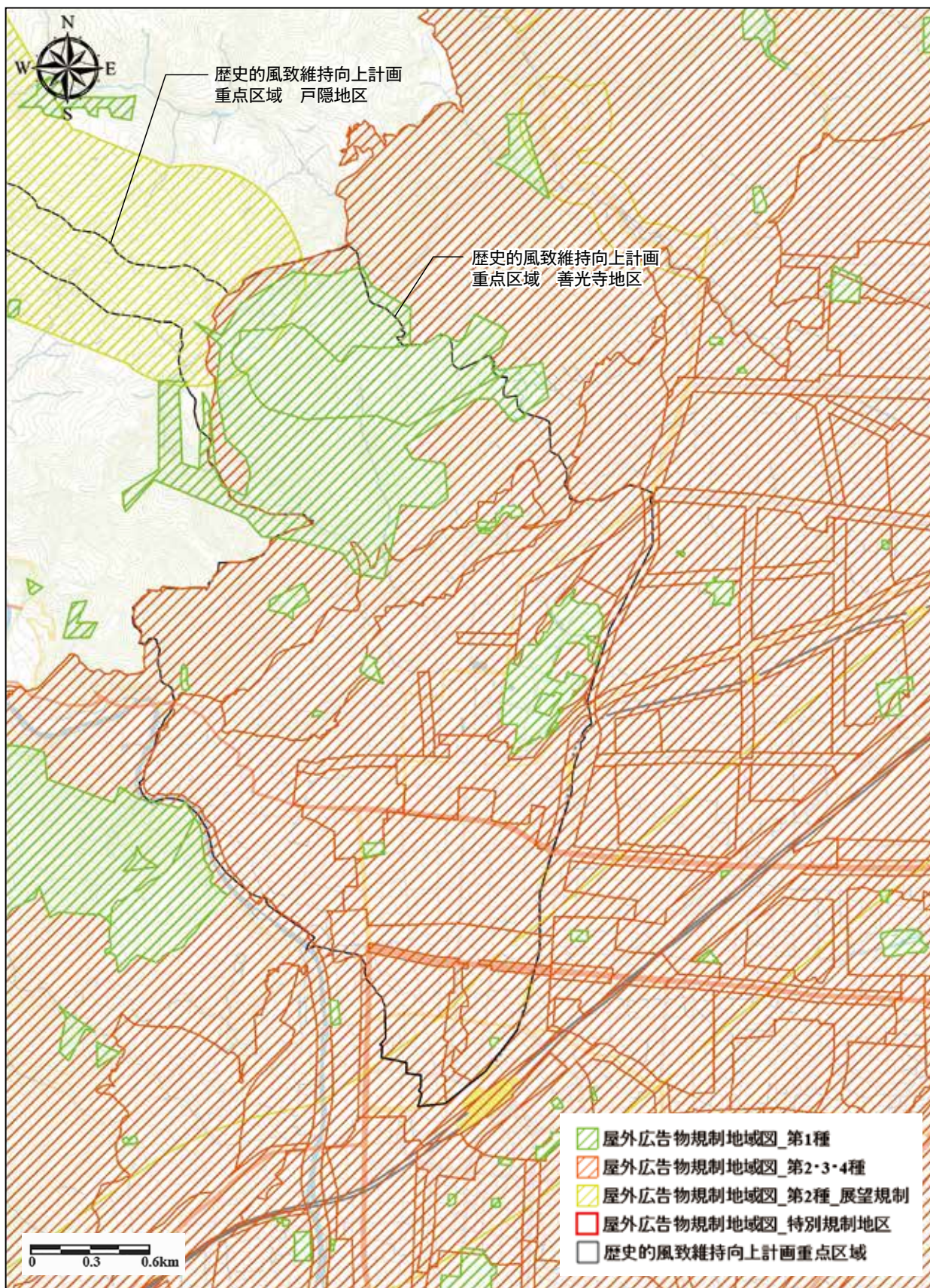
屋外広告物規制と重点区域(S=1:200,000)



## イ 善光寺地区周辺

重点区域のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を指定し、周辺のまちなみに調和した屋外広告物への誘導を図っている。善光寺周辺の一部やその後背地は、都市計画の風致地区と連動して、第2種規制地域として厳しい規制を指定し、景観にそぐわない屋外広告物の抑制を図っている。

善光寺門前の歴史的市街地のうち、都市計画で商業地域に指定されている区域は、比較的規制の緩い第4種規制地域を指定している。



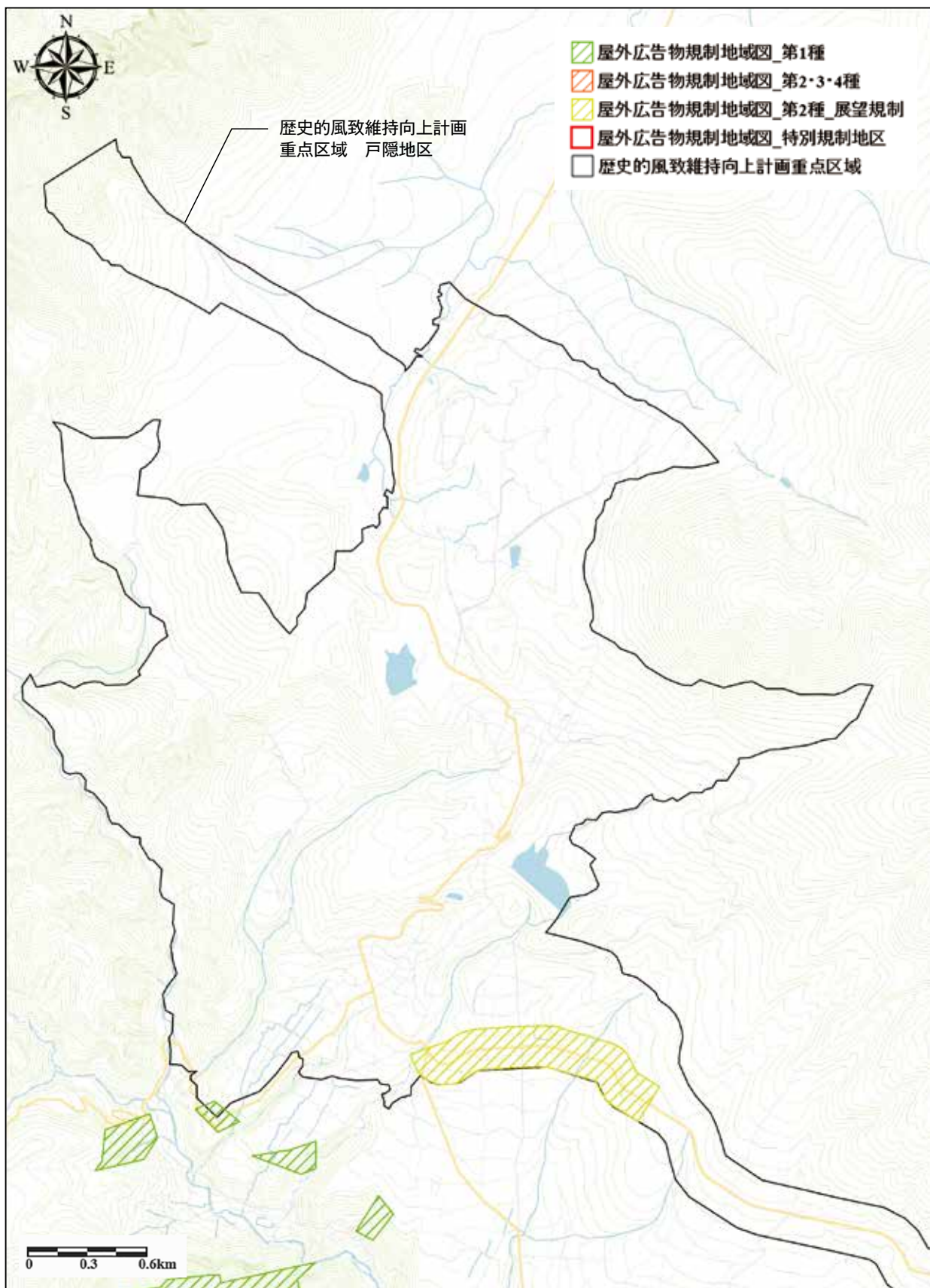
重点区域(善光寺地区)の屋外広告物規制(S=1:25,000)

## ウ 戸隠地区周辺

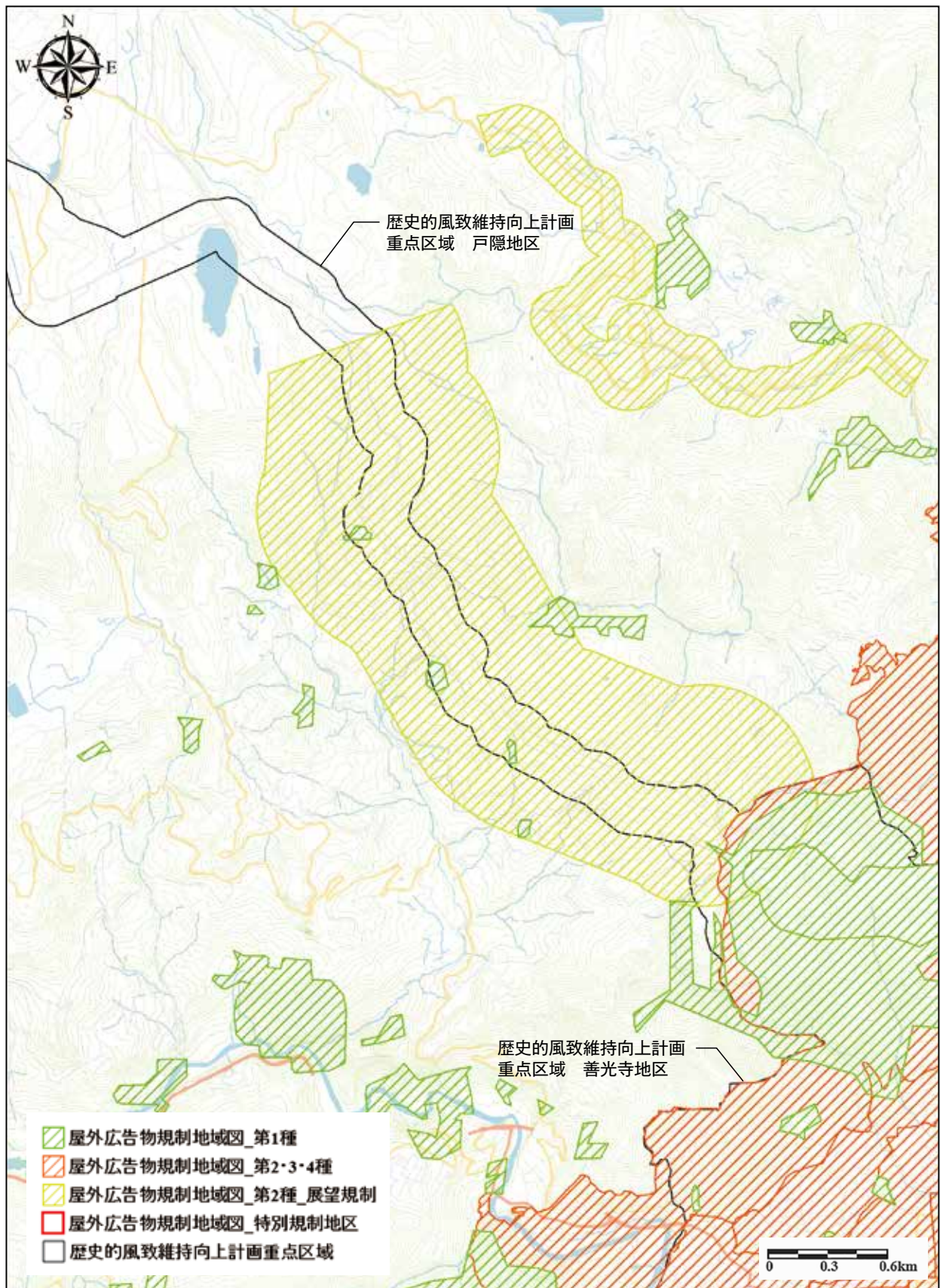
戸隠地区の一部は、妙高戸隠連山国立公園に指定されており、屋外広告物の掲出についても一定の規制が設けられている。

また、善光寺から大座法師池に至る戸隠古道とほぼ平行に走る戸隠バードライン周辺は、都市計画区域外であるものの、飯縄山の裾野の高原地帯に農村景観が広がっていることから、道路の両側500メートルに第2種規制地域を設け景観の保護を図っている。

長野市屋外広告物条例では、国立公園に指定されていない一部の地域に第2種規制地域(展望規制)を設けている。



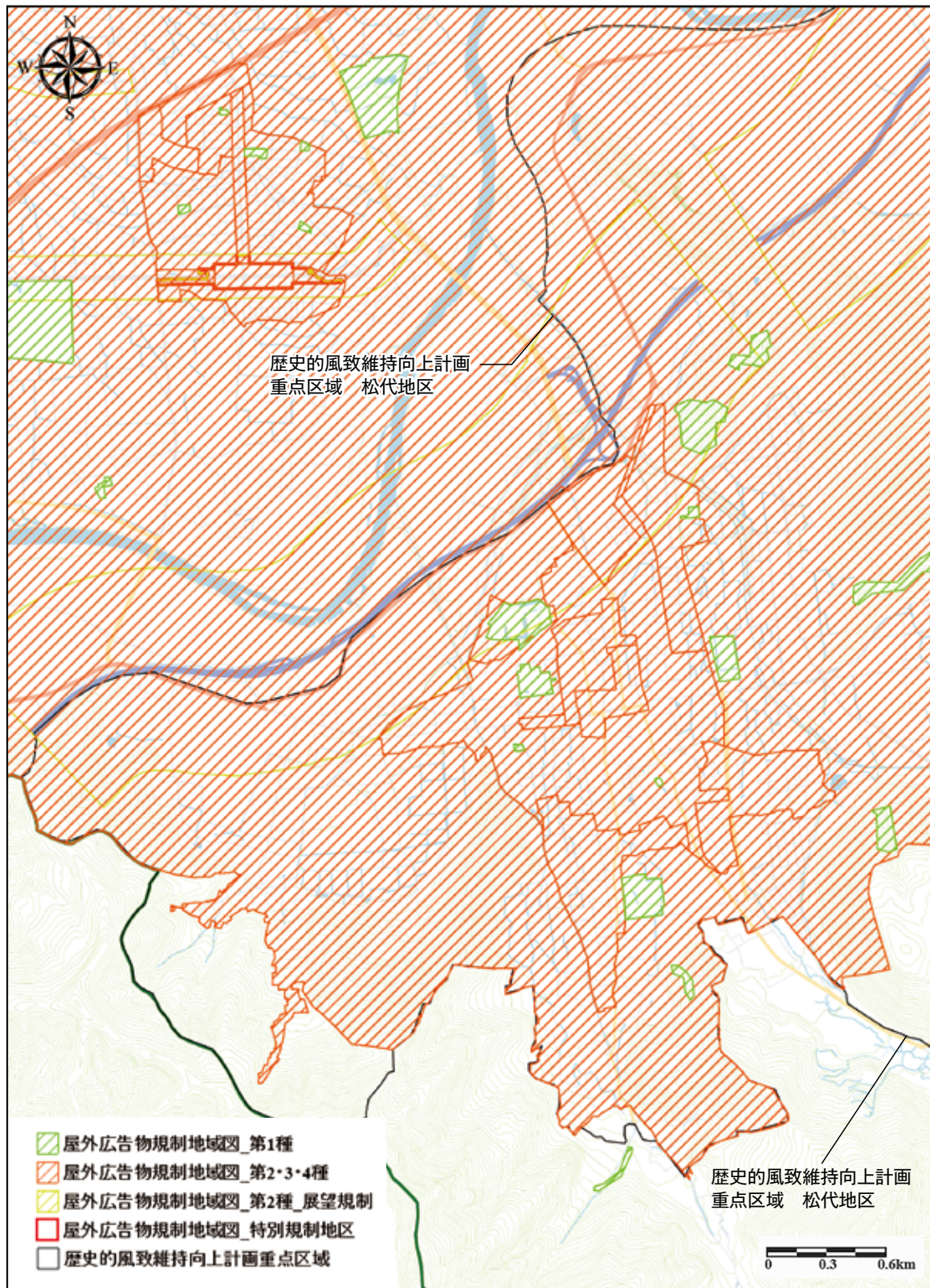
重点区域(戸隠地区)の屋外広告物規制1 (S=1:25,000)



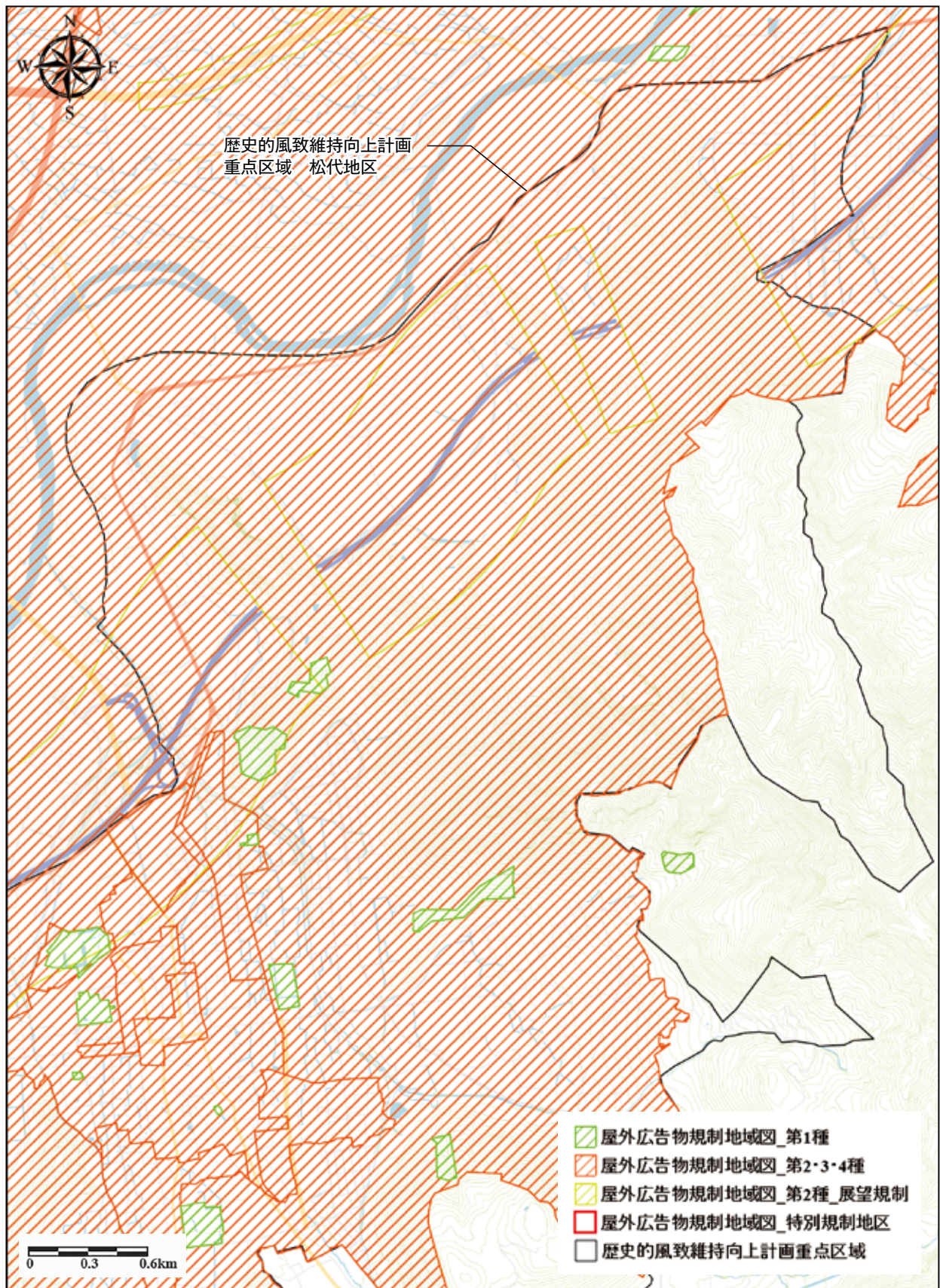
重点区域(戸隠地区)の屋外広告物規制2 (S=1:25,000)

## 工 松代地区周辺

重点区域内のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を設けて松代城下町や北国街道松代道の歴史的景観を生かし、周辺のまちなみに調和した屋外広告物への誘導を図っている。



重点区域(松代地区)の屋外広告物規制 1 (S=1:25,000)



重点区域(松代地区)の屋外広告物規制2 (S=1:25,000)

## オ 鬼無里地区周辺

長野市屋外広告物条例では、保安林に指定されている部分を第1種規制地域に指定し、緑深い山々に囲まれた豊かな自然景観の保全に努めている。



重点区域(松代地区)の屋外広告物規制(S=1:25,000)



#### (4) 国指定文化財の保存活用計画

---

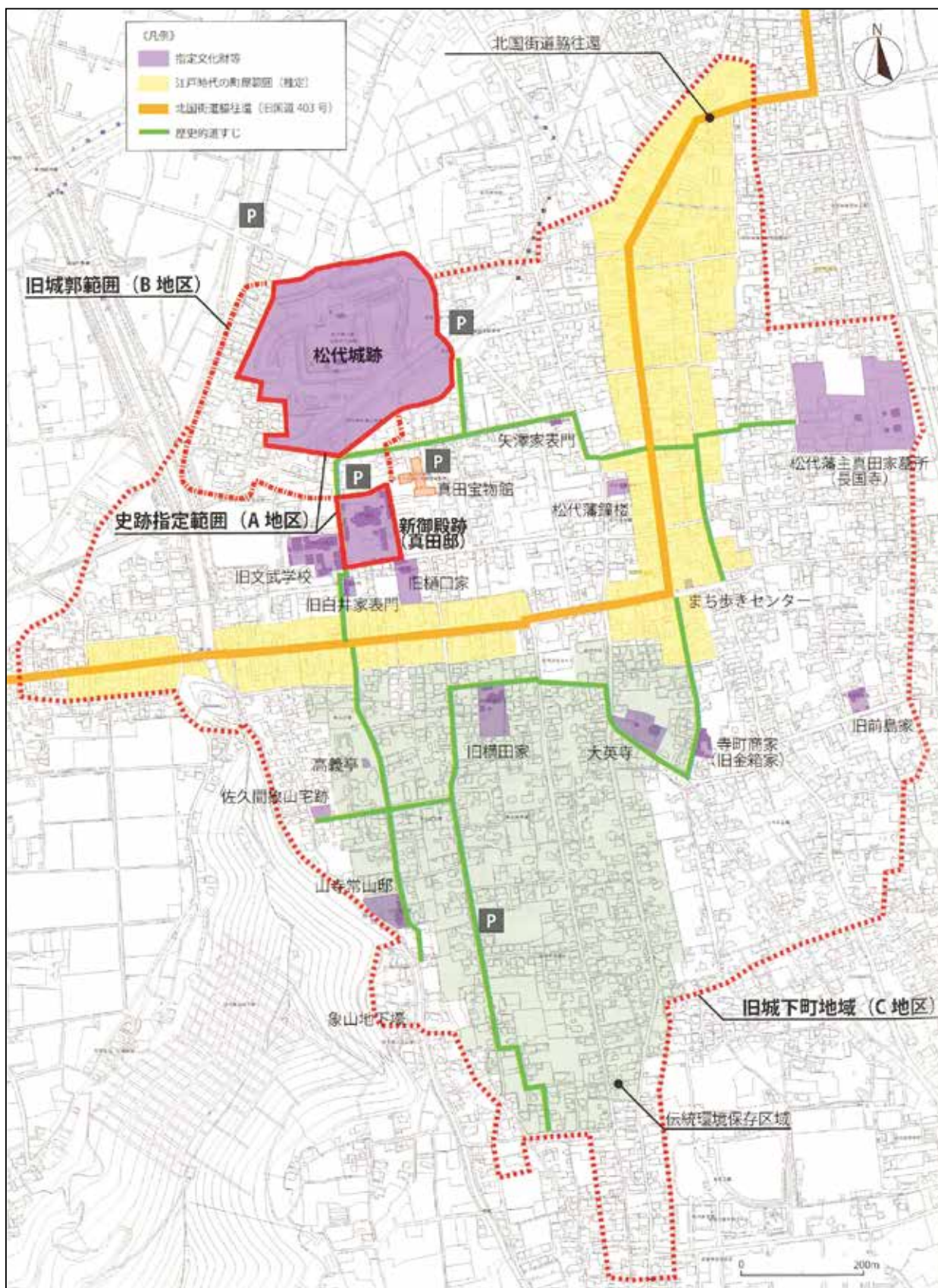
重点区域にある国指定文化財については、適切な保存、活用を行い、その価値を次世代へと継承する長期的な指針として、史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画(平成30年(2018)3月)、史跡旧文武学校保存活用計画(平成30年(2018)3月)及び善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月)がある。

##### ア 史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画

史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画の区域は、本質的価値を構成する要素及び本質的価値と密接に関連する要素の分布を踏まえて、史跡指定範囲、旧城郭範囲、旧城下町範囲の3つの区分を設定している。周辺環境保全の考え方として、松代城跡と旧城下町範囲との一体的な環境保全や利活用の促進を図ることとしている。

##### イ 史跡旧文武学校保存活用計画

計画の周辺環境保全の方針では、今後も総合的な都市計画に基づき、文化財の適切な保存整備事業の実施、街なみ環境整備事業による都市と一体となった環境保全や利活用の促進のほか、史跡の保存と並行して、周辺環境保全策についても、地域住民と協議、検討を進めていくこととしている。

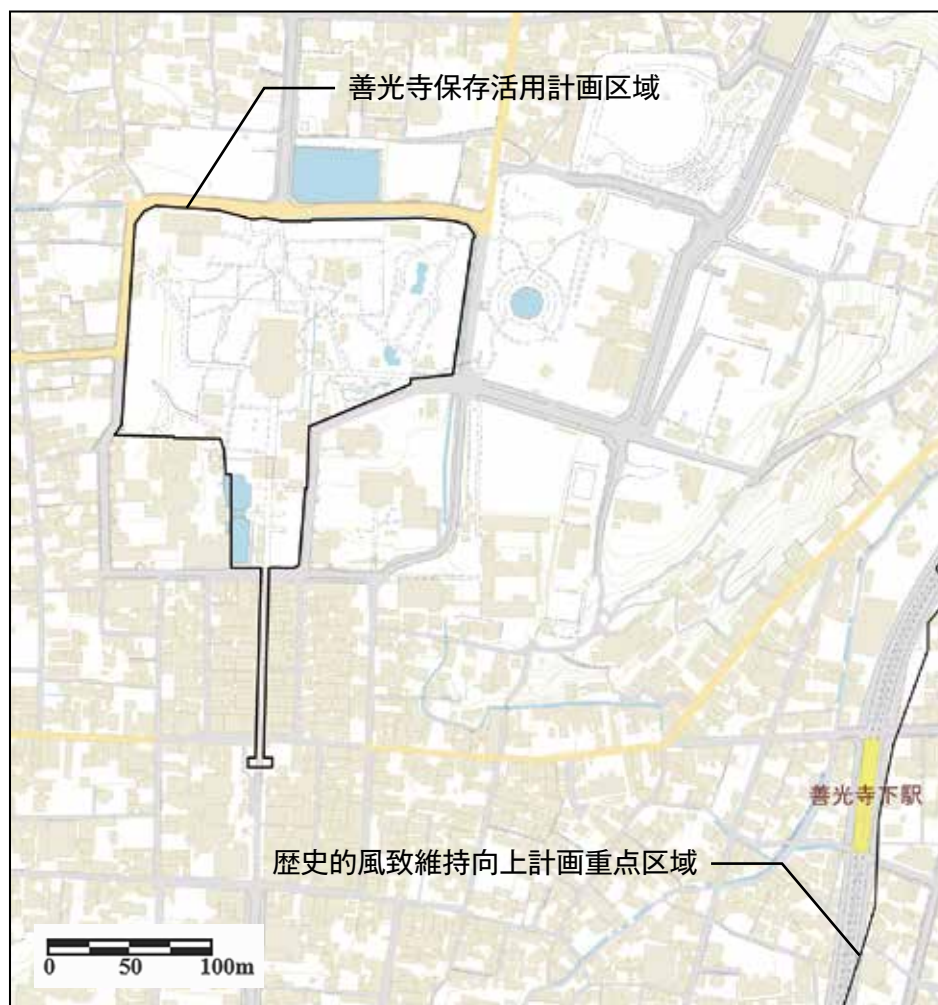


史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画区域図

## ウ 善光寺保存活用計画

計画の区域は、文化財建造物を主な計画の対象としながら、境内全域と参道を加えた範囲としている。

周辺環境に調和し歴史的風致と一体となる景観の形成に向け、当該計画の環境保全の基本方針では、現在の良好な敷地環境の保全に努め、歴史的景観や環境の保存に影響のない範囲で利活用を行っていくとされている。



善光寺保存活用計画区域図(S=1:5,000)

## (5) 妙高戸隠連山国立公園計画

---

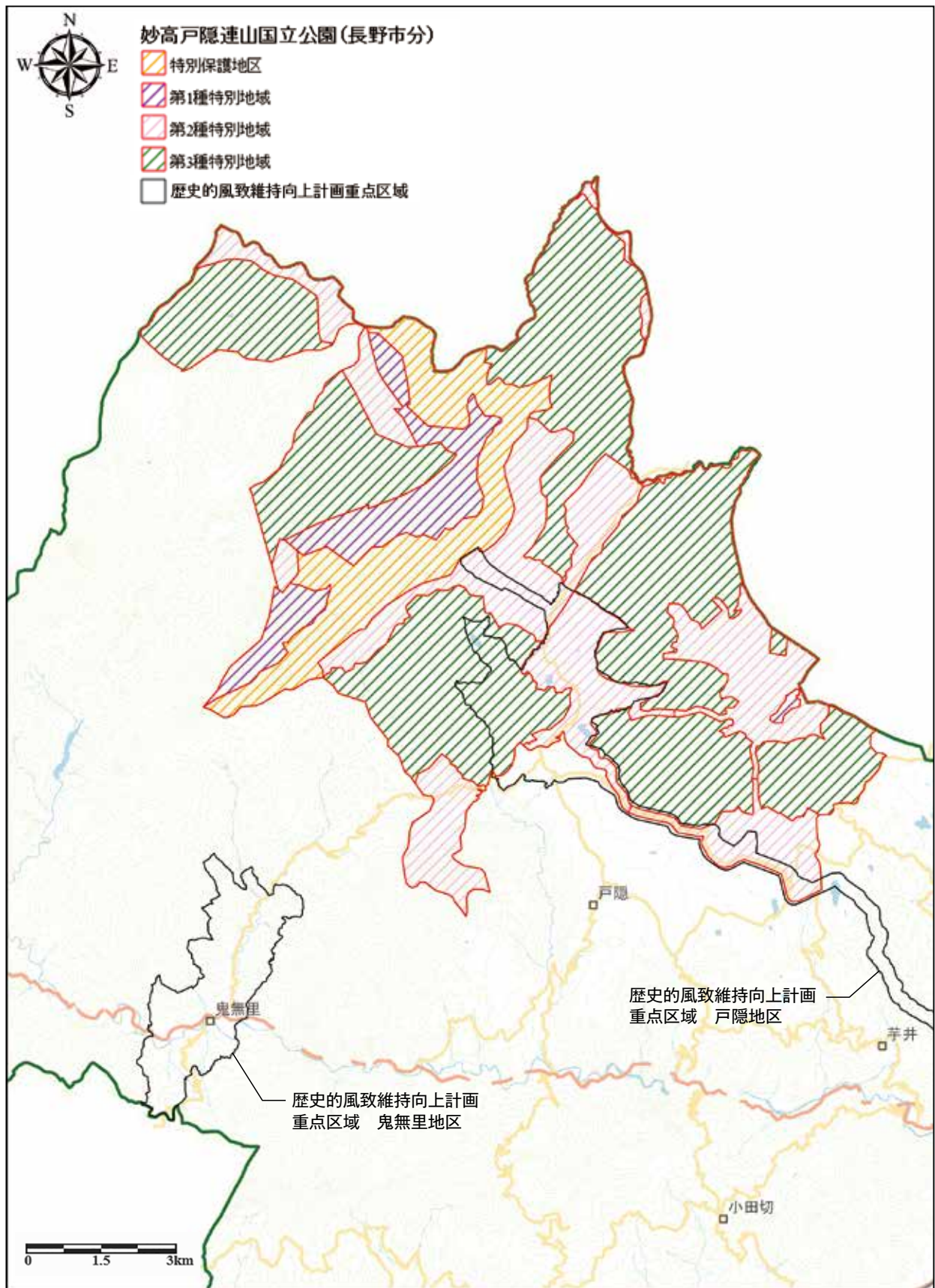
妙高戸隠連山国立公園は、平成27年(2015)3月27日に上信越高原国立公園から新潟県(糸魚川市、妙高市)と長野県(長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、同飯綱町)にまたがる区域が分離独立した国立公園である。

妙高戸隠連山国立公園の地域は、妙高火山群、戸隠連峰及び雨飾山の裾野一帯の標高500メートルから2,400メートルの山岳部とそれらの裾野に広がる高原並びに野尻湖を含み、また、日本海側気候区と太平洋側気候区の境界部分にあたり、多様な動植物相を形成している。

このうち、本市では、山岳信仰の門前町として栄え、独特な集落景観が見られる中社、宝光社地区を含めた戸隠地域の10,204ヘクタールが指定されている。

妙高戸隠連山国立公園計画において、これらの風致景観を保全していくために、特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域を設けており、地域内の各種行為について自然公園法に基づく許可が必要となる。

また、令和4年6月に妙高戸隠連山国立公園管理運営計画書が策定され、国立公園の風致景観の保護や利用の方針が示されている。計画書では、「許可、届出等取扱方針」として国立公園内で工作物の新築等を行おうとする場合の審査基準が示されている。



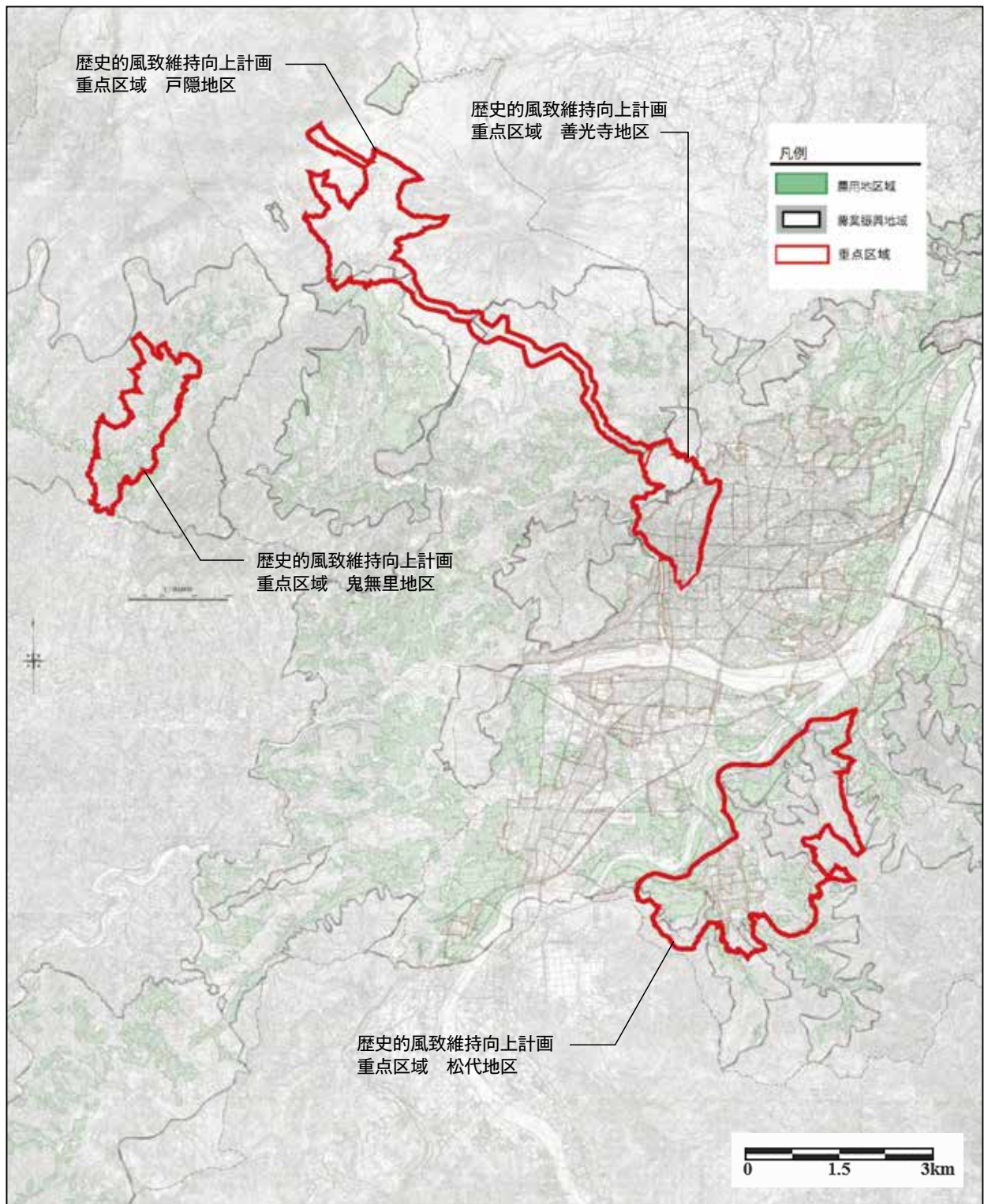
妙高戸隠連山国立公園区域(S=1:100,000)

## (6) 長野農業振興地域整備計画

---

計画では、行政区域83,481ヘクタールのうち、約50%の43,536ヘクタールを農業振興地域に指定しており、このうち農用地区域が8,513ヘクタールとなっている。鬼無里地区は全域が農業振興地域に含まれ、善光寺地区、松代地区、戸隠地区も一部に農業振興地域を含んでいる。

本計画の推進に当たり、良好な農村景観を継承していくため、関係分野と連携して農業振興に取り組み、歴史的風致の維持及び向上に取り組んでいく。



農用地区域図((S=1:100,000))

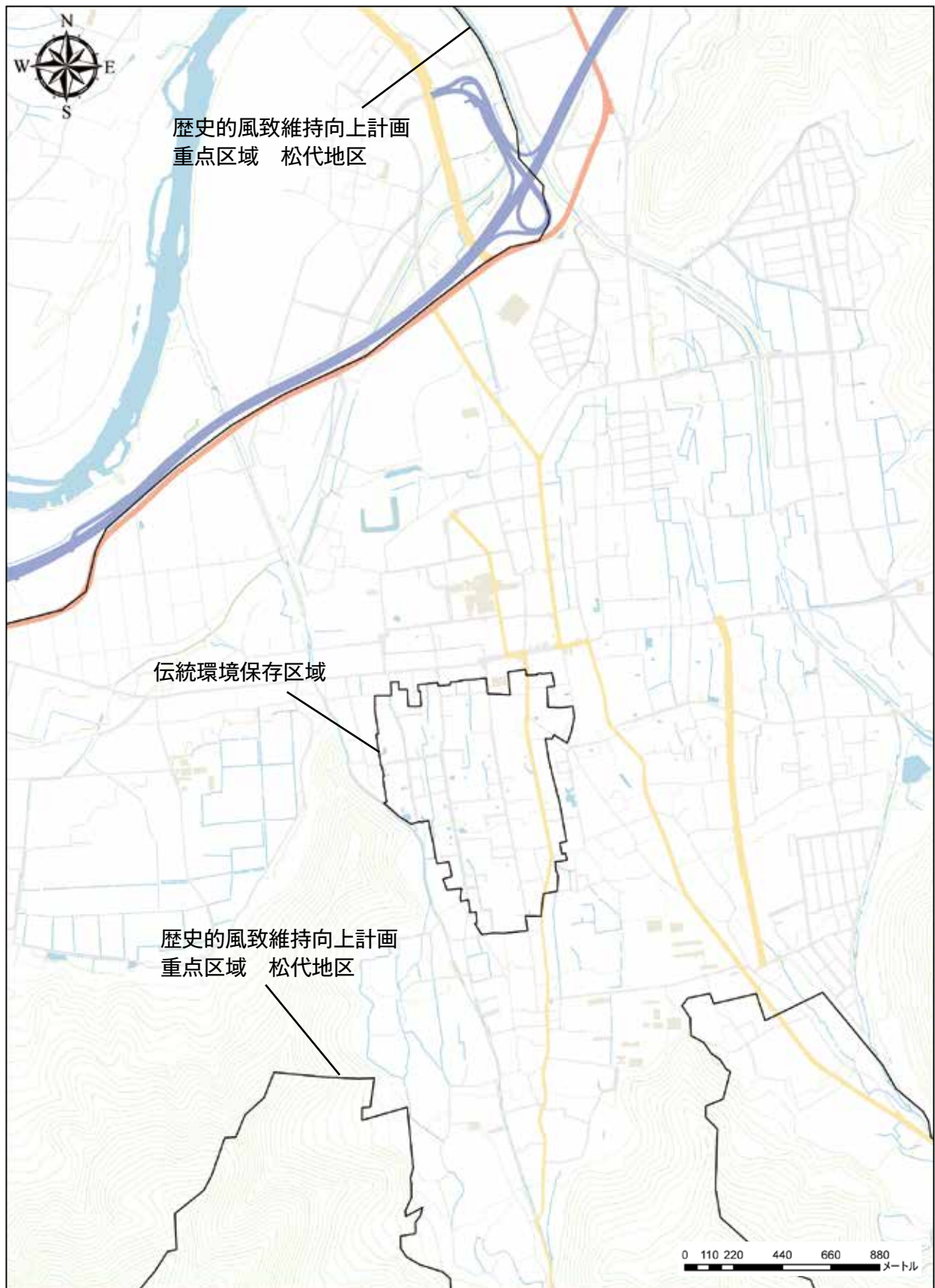
## (7) 長野市伝統環境保存条例

---

松代城下町の歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存し、次世代の市民に継承することを目的に、昭和58年(1983)3月に長野市伝統環境保存条例を制定した。

松代町四町(表柴町、代官町、馬場町、竹山町)を伝統環境保存区域に指定し、区域内の保存に関する計画を策定している。伝統環境保存区域の全域が、松代地区の重点区域に含まれる。城下町の良い景観形成を図るため、保存区域内で建築物(主屋、土蔵、門、塀など)、庭園その他の工作物の新築、増改築などの場合は、市への届出が必要となる。





伝統環境保存区域図(S=1:15,000)

## (8) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例

---

本市の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に長野市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。

平成28年(2016)8月に条例に基づいて戸隠中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した当該地区の保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の主屋等の建築物や石垣等の工作物とともに、庭園や水路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合は、事前に教育委員会の許可が必要となる。



戸隠伝統的建造物群保存地区区域図(S=1:20,000)